

第3回熊本市・城南町合併協議会会議録

日 時 平成21年1月29日(木)
会 場 城南町役場 3階大会議室

開会時間 14時00分
終了時間 16時57分

○ 出席委員等 (26名)

会 長	幸 山 政 史				
副会長	八 幡 紀 雄				
委 員	西 島 喜 義	舛 田 紘 一	磯 道 文 徳 (代理)		
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	戸 内 敏		
	大 寫 澄 雄	前 田 勝	村 田 政 時		
	植 村 米 子	松 村 造酒夫	森 日 出 輝		
	永 島 賢 治	栄 田 眞 一	東 家 武 子		
	山 下 孝 司	中 島 健 士	村 上 征 吾		
	中 山 亘	中 沢 洋 子	松 岡 鶴 男		
	岩 下 盛 起	本 田 恵 則	檜 山 隆 昭		

○ 欠席委員等

濱 崎 哲 彌 緒 方 直 明

○ 幹 事 (4名)

寺 本 敬 司 前 健 一
大 澤 悟 岩 永 正

第3回熊本市・城南町合併協議会次第

日 時：平成21年1月29日（木）午後2時～

場 所：城南町役場3F大会議室

1 開 会

2 会長挨拶 幸山政史 熊本市長

3 議 事

〔報 告〕

議員専門部会からの経過報告

〔協 議〕

(1) 前回提案分

協議第21号 環境保全関係事業について（その1）

協議第25号 水道関係事業について

協議第26号 電算関係事業について

(2) 今回提案分

協議第 9号 地方税の取扱いについて

協議第17号 企画財政関係事業について（その1）

協議第18号 市民生活関係事業について（その1）

協議第20号 子ども未来関係事業について（その1）

協議第23号 都市建設関係事業について（その1）

4 そ の 他

5 閉 会 八幡紀雄 城南町長

司会

それでは、定刻になりましたので、第3回 熊本市・城南町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方には御多忙の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

ここで、本日配布を致しております資料の確認をさせていただきます。御手元の方に1枚もので「会次第」「席次表及び出席者名簿」冊子で「協議会資料」以上の3種類の資料を配布致しておりますので不足等がございましたら事務局までご連絡をお願い致します。

御確認ありがとうございました。それでは、御手元に配布致しております会次第に従いまして、進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、本協議会会長であります幸山熊本市長が御挨拶申し上げます。

幸山熊本市長

皆さん、こんにちは。第3回目を数えることになりましたが、熊本市・城南町合併協議会の開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

まずは、各委員の皆様方には大変御忙しい中にも関わりませず、また本日はあいにくの雨となりましたけれども、そういう中に御出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。また年が変わりまして初めての協議会になろうかというふうに存じます。どうぞ本年も何卒よろしくお願い申し上げます次第でございます。また、本日は法定協議会に進みまして初めての城南町側での開催となるわけでございますけれども、今後もこういった形で交流を深めながら良い話が出来ればというふうに考えているところでございます。本日の協議会の開催にあたりまして大変御苦勞でありました八幡町長さんを始め城南町の皆様に対しましても改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、第1回目、第2回目を少し振り返らせていただきたいというふうに思いますが、まず第2回目の協議会で行いましたけれども、12月1日に第2回目の会議を開催させていただきました。その時には議員専門部会から報告がございました「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」それから「新市の事務所の位置」この4項目につきまして御審議をいただいたところでございまして、同時に付帯事項を付記をさせていただいて御承認をいただいたところでございます。

また、前回御提案させていただきました「環境保全」「水道」「電算」の各関係事業につきましては、本日、委員の皆様方に御審議をお願いしたいというふうに考えております。

そして各作業部会におきまして、新たに検討結果が整いました4つの項目「企画財政」「市民生活」「子ども未来」「都市建設」この4項目につきましては今回提案をさせていただき、そして次回の第4回目の協議会で御審議いただきたいというふうに考えております。後ほど事務局方から詳しい説明をさせていただきというふうに考えておりますが、城南町の皆様方がこれまで培って来られました歴史や文化、また良き伝統が合併によってこれまでの生活環境どう変わっていくのか、懸念されている部分も多いかというふうに存じますけれども、制度の比較や合併後の方向性を十分にお示しすることによりまして、両市町の将来

像というものもきちんと明確な形で示していかなければならないというふうに考えております。

そういう意味におきまして、この協議会改めてではございますけれども、重要な場でもございますのでこれまで以上に委員の皆様の御理解と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

改めまして、本日は大変御忙しい中に御出席をいただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。冒頭にあたりましての御挨拶にかえさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3 議事」に入らせていただきたいと思います。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項により「会議の議長は、会長をもって充てる。」となっておりますのでこれより先の進行を幸山会長にお願い致します。

会長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、皆様方の御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは早速ではございますが、まず委員の出席数についてであります。本日は熊本市の濱崎委員さん、それから城南町の緒方委員さんより所用の為欠席との報告を受けておりまして、それ以外の委員の皆様方は全員御出席でございますので、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことをまずは御報告を申し上げます。

続きまして、会議録の署名委員の指名を行わせていただきます。会議録の署名委員の指名につきましては、熊本市・城南町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして「指名は、議長が行う。」ということになっておりますので私の方から指名をさせていただきます。本日は熊本市側から江藤委員、城南町側からは岩下委員の両名をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。始めに報告でございます。この報告につきましては議員専門部会における審議の経過報告でございます。それでは、事務局からの説明をお願い致します。

事務局

こんにちは。それでは御手元の資料に基づき御説明させていただきますけれども、長くなりますので座ったままでの説明を御許しいただきたいと思っております。

それでは、御手元の資料の3頁を御開きいただきたいと思っております。こちらの資料に基づきまして御説明致しますが、3頁には議員専門部会から協議会会長宛の経過と結果の報告がなされております。こちらの方につきましては、昨年の10月31日に開催されました

第1回合併協議会で議員専門部会に付託された7項目のうちすでに前回の第2回の合併協議会で報告、承認されております合併の方式と期日、新市の名称と事務所の位置の4項目に続きまして5つ目の項目として報告されるものであります。

次の頁を御開きください。4頁でございますけれども、今回報告されますのは去る1月23日に開催されました第2回議員専門部会におきまして審議された項目でございます。こちらをご覧くださいますと、1番「審議の状況について」の(1)でございます。協議第8号 地域自治組織等の取扱いについてということでございますが、こちらの具体的な内容と致しましては、合併特例区の設置に関する分でございます。1. 名称は城南町とする。2. 設置期間は合併の日から5年間とする。そういうような提案をして審議をいただいております。審議の結果、こちらに記述してありますように「城南町側の委員さんから地域自治組織の制度等について持ち帰って2月3日に開催予定の城南町議会市町村合併調査特別委員会で検討を行いたい旨の意見が出され、採決の結果、継続審査」となっております。また、(2)にありますように、協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から説明を行っております。そういうことで継続審議になったということで報告をさせていただきます。議員専門部会の報告につきましては以上でございます。

会長

只今事務局から説明のありました議員専門部会からの報告につきまして、何か皆様方から御質問等はありませんでしょうか？

(なし、との返答。)

会長

「なし」ということでございますけれども、特によろございますでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは、無いようでございますので報告につきましてはこれで終わらせていただきます。

次に協議の方に移らせていただきます。本日の協議でございますけれども、協議会次第にございますように前回提案させていただきました7項目のうち、合併の方式他3項目につきましてはすでに承認いただいておりますので本日は残りの3項目につきまして御諮りをしたいと考えております。どうぞよろしく願い申し上げます。また、前回提案の項目につきましては、前回に御説明を致しておりますので事務局の方から簡単な説明を行いま

して、その後に承認について御諮りをしたいというふうに考えております。

それでは、「協議第21号 環境保全関係事業について(その1)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

それでは、「環境保全関係事業」につきまして調整方針の御説明を申し上げます。9頁を御開きいただきたいと思っております。環境保全関係事業につきましては、2つの項目に分けて協議、調整方針を示しております。1. 環境保全関係事業のうち、次の事業については、熊本市の例に統一する。」対象事業は、「合併処理浄化槽整備事業」「水質監視事業」この2つの事業でございます。この事業内容等につきましては、若干の相違がございますけれども、熊本市の方がより充実しているものであるため、このような調整方針となっております。なお、詳細につきましては、前回提案時に説明しておりますので後ほど11頁、14頁をご覧くださいと思います。続きまして、2番です。2. 環境保全関係のうち、次の事業については、新市の事業として継続する。1つ目が「水資源有効活用促進事業」2つ目が「新世紀漱石の森づくり事業」この2つの事業につきましては、熊本市のみで実施されている事業でありますので、合併後も城南町域を含め新市の事業として継続されるものとしてこのような調整方針を定めさせていただいております。なお、詳細につきましては、12頁、15頁に掲載を致しております。以上でございます。

会長

事務局からの説明は終わりました。協議第21号につきましてまず何か御意見、御質問等あれば伺って参りますがいかがでしょうか?特にありませんでしょうか?

それでは、御意見、御質問無いようでありますので、協議第21号につきましては原案のとおり承認ということによろしいでしょうか?

(はい、との返答。)

会長

ありがとうございます。それでは、「協議第21号 環境保全関係事業について(その1)」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、「協議第25号 水道関係事業について」御審議をお願いします。それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、「水道関係事業」について調整方針の御説明を申し上げます。17頁をご覧くださいと思います。水道関係事業におきましては、3つの項目にわたって調整方針を

示しております。まず1番ですが、1. 城南町の地区営水道（簡易水道）につきましては、町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。2. 城南町中央地区簡易水道事業（町営簡易水道事業）については、平成25年度を完了予定とし熊本市に引き継ぐ。水道料金及び加入金は、合併時に熊本市の料金体系に統一する。3番でございます。こちらの方は見え消しの線で修正がなされておりますが、この調整方針につきましては、前回の協議会におきまして提案したところ、委員の皆さんから御意見、御指摘を受け修正提案させていただくことになっていたものであります。線で消してあるものが前回提案した原案でございますが、下段が修正提案させていただいているものでございます。従いまして、修正後の調整方針を朗読致します。3. 未普及地域を含む上水道事業は、城南町で、平成21年度までにおおむね10年程度での整備完了を目指した計画の策定と国庫補助事業の認可取得に努め、合併後は新市がこれを引き継ぐ。なお、水質悪化地域の整備については、優先的に取り組むこととする。以上のような調整方針でございます。以上です。

会長

それでは、協議第25号につきまして何か御意見、御質問等がありますれば伺って参りますが、いかがでございましょうか？

大寫委員さん、どうぞ。

大寫委員

1番の地区営水道、3番の上水道、2番は今聞かせていただいたところで別に問題はありませんけれども、1番の場合、認可というのが今町で混乱と言いますか、今までまったくこのような内容がなくて認可の無い簡易水道組合があるということで、町におきましても調整中ということで。3番目の上水道、未普及地域とかの問題で「おおむね10年程度」とか「平成22年までに認可を取る」とか少し法定協にしておかしいと言いますか、ちょっと問題が発生しまして、いろいろ調整方針についても前回の提案の際に不明瞭との指摘がなされ、またその後の修正案の提示されたものですが、城南町では議会特別委員会と合併検討委員会において町の水道事業における現状及び課題と合わせて調整方針を協議、検討中ということで、1番と3番も関連性がありますので今回の協議会で結論を出すということは無理だと思っておりますので、出来れば継続審議扱いということを要望します。以上です。

会長

只今の質疑の中で水道事業に関しましては、2番については承認、1番と3番については関連がありますので継続審議をとるという提案が大寫委員の方からなされたところでございますけれども、いかがでございましょうか？事務局から何かありますか？

事務局

確かに今大島委員がおっしゃったとおり、特に3番については以前から現在協議、検討をしている最中ということをお伺いしておりますので前回提案させていただきましたが、その後調整方針が変わるということもありますので。それと1番も関連致しますので1番と3番は継続審議とさせていただきますと思います。

会長

今、事務局の方からも1番と3番については継続審議をと。2番についてはここで御審議、切り離した形ということでしたが、そのような形で委員の皆様方よろございますでしょうか？

(異議なし、との返答)

幸山会長

それでは、2番につきましては何か御意見、御質疑等ございませんでしょうか？特にございませんでしょうか？それでは切り離しということで協議第25号の2番につきましては原案のとおり承認ということよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは、協議第25号の2番につきましては原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

それでは、協議第26号に移らせていただきます。それでは、事務局の方から説明をお願い致します。

事務局

それでは、「電算関係事業について」御説明申し上げます。23頁をご覧いただきたいと思っております。電算関係事業につきましては、「電算関係事業の基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。」というような調整方針を提案させていただきます。この調整方針に係りますシステム等の詳細は、提案の際に説明をしておりますが、次頁以降に掲載してありますので、あとで御参照いただきたいと思います。電算関係事業につきましては以上でございます。

会長

只今説明がありました協議第26号につきまして、何は御意見、御質問がありましたら伺ってまいります、いかがでございますでしょうか？特にありませんでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは、無いようでありますので協議第26号につきましては原案のとおり承認ということでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

それでは、「協議第26号 電算関係事業」につきましても原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

それでは、続きまして(2)の今回提案の協議項目に入らせていただきます。今回の提案につきましては、先ほど申し上げましたように協議第9号から協議第23号までの5項目について御諮りをさせていただきます。今回委員の皆様にご説明を行いました上で次回第4回の協議会で承認の是非をお願いしたいと考えております。それでは「協議第9号 地方税の取扱いについて」事務局の方から説明をお願いします。どうぞ。

事務局

それでは、御手元の資料37頁を御開きいただきたいと思っております。承認をお願いします調整方針を朗読し、その後個別詳細につきまして説明を行いたいと思っております。

「協議第9号 地方税の取扱いについて」地方税の取扱いについて承認を求めるところでございます。まず、地方税の取扱いにつきまして1番の項目でございますが、1. 城南地域に係る都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。次2番でございます。2. 城南地域に係る事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。なお、城南地域に係る事業所税の相当額については、城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。3番でございます。3. 城南地域に係る法人市(町)民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は不均一課税(現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)

とする。4. 個人市（町）民税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。次の頁を御開きください。5. 固定資産の概要については次のとおりとする。固定資産税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業等に対する課税免除については現行のとおりとする。固定資産の評価方法については、平成24年度（又は平成27年度）の評価替え時に熊本市の例に統一する。6. 入湯税については、熊本市の例に統一する。このような調整方針を承認いただくため提案をさせていただいております。なお、次の頁39頁では地方税の取扱い関係の項目をすべて紹介致しております。1番から6番までを今回提案させていただいております。

続きまして、個別の説明をさせていただきます。40頁を御開きいただきたいと思えます。こちらでは都市計画税の比較を行っておりますが、熊本市と城南町を比較した場合に明らかに違いますのは、現在城南町に都市計画税はございません。従いまして、城南町と熊本市は合併し尚且つ熊本市が政令指定都市に移行し、線引きが行われた場合に課税されるものでございます。内容としましては、市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者に対しまして0.2%の税率で課税をさせていただくというものでございます。ちなみに平成19年度では、熊本市では既に49億円程度の税収があつているようでございます。使途につきましては、破線で囲んであります枠組みの中に紹介してございますように、地方税法の規定によりまして、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画課税を課税する事が出来るというような規定となっております。そのようなことを踏まえまして調整方針とさせていただきます。

続きまして、次の頁をご覧いただきたいと思えます。事業所税でございますけれども、こちらにつきましても現在城南町では課税されておりません。従いまして、合併後に発生するものでございますが、事業所税の内容を説明致しますと、課税対象は資産割と従業者割という2つの課税割合がございます。資産割につきましては、事業所の床面積が1,000㎡を超える事業所。従業者割につきましては、従業者数が100人を超える従業者について課税を行うというものでございます。この制度につきましては、非課税の対象であったり課税標準の特例対象、さらに減免対象の施設ということでそちらの方で紹介を致しております。税率につきましては、資産割が1㎡につき600円、従業者割が従業者給与支払総額の0.25%が課税されるということになっております。こちらの方につきましても調整方針と致しましては、先ほど紹介したとおりの方針とさせていただきます。

続きまして、43頁を御開きいただきたくと思えます。こちらの方では、法人市（町）民税の制度比較を行っておりますが、基本的に熊本市も城南町も同じような内容で課税を行っております。但し、均等割、法人税割が熊本市が制限税率であります、城南町の場合は標準税率となっております。そのようなことを踏まえまして合併後の5年間不均一課税

を行うという調整方針を取らせていただいております。

それでは、44頁を御開きいただきたいと思います。こちらの方では個人市（町）民税に比較を行っております。ご覧いただきますと分かりますように、熊本市も城南町も同じような税率で同様の課税を行っております。ただ、相違点と致しましては、非課税基準におきまして若干熊本市の方が納税される方に有利な制度となっております。そのようなことを踏まえまして熊本市の例に統一するというような調整方針を採らせていただいております。但し、通知書あるいは台帳等の電算関係等の帳票が出来ますまでは必要な経過措置を設けるということとなっております。

続きまして45頁をご覧いただきたいと思います。固定資産の概要ということで制度の比較をさせていただいておりますが、まず最初に税率等の問題でございますが、こちらの方につきましては、それぞれ両方とも地方税に則って1.4%の税率をもって採用致しておりますので相違はございません。ただ違いますのは、納期が城南町は後ほど出てまいります。集合税で徴収を致しておりますので納期が10期となっております。熊本市の場合は、税目ごとに納期を定めてございますので固定資産については4期での納付となっております。なお、下の方にあります不均一課税は城南町では行っておりませんが、熊本市さんの方ではそちらに紹介してありますような不均一課税があるということでございます。また、この下の課税免除でございますけれども熊本市さんは文化財保護法による史跡等の課税免除の制度がございます。城南町におきましては企業誘致の関連で工場等設置奨励条例に基づき課税免除というのがあるということでございます。なお、次に評価方法でございますけれども、熊本市は基本的に路線価方式、城南町は状況類似方式ということで評価方法に相違があるということが制度比較でわかるわけでございます。そういったことを踏まえまして固定資産税については熊本市の例に統一するというような調整方針を示させていただいております。評価方法につきましては、次回の評価替え時に熊本市の例に統一するというような調整方針となっております。

それでは、47頁を御開きいただきたいと思います。こちらの頁におきましては、入湯税の制度比較を行っておりますが、熊本市におきましては税率1日1人150円、城南町でも150円、こちらの制度的には変わりません。ただ、熊本市にのみ免税点がございます。そちらにありますように1,500円の食事代、マッサージ代等を含むものですが、免税点があるのが大きな違いでございます。城南町では現在のところ特別徴収義務者は1人しかいらっしゃいません。熊本市が12人。そういうことで熊本市の方が免税点があるということで優遇された制度でございますので、熊本市の例に統一をしたいというような調整方針を提案させていただいております。地方税の取扱いにつきましては以上でございます。

会長

只今説明がありました「協議第9号 地方税の取扱いについて」につきまして何か委員

の皆様方から御意見、御質問等ありませんでしょうか？

それでは、村上委員さんお願い致します。

村上委員

村上です。地方税の取扱いの中で都市計画税及び事業所税についてお尋ねします。地方税の取扱いのうち、都市計画税及び事業所税については調整方針としてそれぞれの税相当額については城南地域の都市基盤整備等に要する費用に充てるものとなっております。そこで具体的に税額がどの程度見込まれるものなのか、また都市基盤整備は具体的にどのようなものが予定されているのか説明をしていただきたいと思います。

会長

それでは、事務局方から今のお尋ねについての答えをお願い致します。

事務局（資産税課）

熊本市資産税課でございます。まず私の方から都市計画税について御説明いたします。都市計画税につきましては、現時点で城南町には区域区分がなされていないところでございます。そのようなことから都市計画税がどのようになるか把握していないところでございます。しかし仮に条件を設定して算出することは可能でございます。

事務局（主税課）

事業所税ですので主税課でございます。先程事務局のほうから紹介もございました、資産割と従業者割がございます。これにつきまして調査していませんし把握できていないという状況でございます。以上でございます。

会長

それでは事務局の方からお願いします。

事務局

まず条件を設定すればということですが、都市計画税はご案内のとおり固定資産の評価を基に算出されます。先程熊本市の場合49億という決算内容でございますが、これは固定資産税の14%に相当いたします。仮に城南町域に線引きがされて城南町域の土地とか家屋とか課税対象額が熊本市と同じような形でされた場合、城南町の固定資産税の14%くらいが都市計画税ということになると思います。

城南町さんの19年度の固定資産税から割り出しますと、9,000万円弱が都市計画税になるかというふうに思われます。

事業所税につきましては個々に非課税や減免等がございますので現段階で算定するのは

厳しいのではなかろうかと思っております。

それから最後の御質問の都市基盤整備はどのようなものかと言うことでございますけれども、任意協議会でまずは城南の将来像でお示しいたしました図書館でございますとか児童館、これの建設費。建設費には地方債を充てますけれども、この地方債の償還財源等が考えられます。さらには道路整備、また下水道会計に繰り出します繰出金。このようなものが充当先と想定されます。以上でございます。

会長

いかがでございましょうか？

村上委員

だいたいわかりましたけれども、いろいろ税金のことになると中々ピンときませんので一応理解できましたが、もしよろしければこの次でも資料を提供していただければと思います。

会長

資料提供ということでございますけれども、今の考え方やあるいは試算等についてということでしょうか。

事務局（室長）

今のお答えを文章にしてということでしょうか、それとも具体的な何か。

村上委員

基盤整備の事業は今わかりました。

事務局（室長）

今ここでお答えしたものを文章にさせていただくということでしょうか。

会長

それでは事務局でよろしく申し上げます。

会長

それでは他にありますれば申し上げます。どうぞ松岡委員さん。

松岡委員

今の村上委員と質問に関連しますけれども、都市計画税とか事業所税というのは城南町

にはございません、御存知だと思いますけれども。問題は調整方針の中で合併後5年はそれぞれ課税免除するというようになっております。そうしますと先程の質問と関連しますけれども、いわゆる税相当額を城南地域の都市基盤整備等の事業について充当するという文言になっております。実際の充当する時期については是非御回答いただきたいと思っております。要は課税免除が終わってから実質的に課税され始めてから、いわゆる充当されていくのか、あるいは課税されたと想定しながら合併直後から充当していくんだというふうになるのか。いわゆる前倒しで充当すると理解していいのかどうかという質問したいと思っております。

何故、質問をしたかといいますとたぶん御存知だと思いますけれども10年一昔という言葉が昔ありましたよね。数年前だったかと思っておりますけれども。今は10年一昔といったら大変なことになります。御存知のようにアメリカで大不況が起こりまして、それが数ヶ月の間に日本を巻き込んで全世界に経済不況が起こっている状況でございます。従いまして5年間と言いましても相当難しい状況が出てくるんじゃないかと。

今政界でも経済界でもそうですけれども特にスピードアップして経済政策を考えたほうがいいんじゃないかという話も沢山出ていますよね。やはりこういった問題について、僕は町民を代表している立場でございますし、町民の方々からたくさん意見を聞いております。合併ができれば新市基本計画については早急に取り組んでほしいと。それは城南町もさることながら熊本市と同じ歩調で町の再生、あるいは活性化を図りたいという気持ちが私たちに託されておるわけです。ですから、是非前倒しに充当時期を早めて私たち城南町のためにも御尽力いただければということでお訪ねしたとことでもあります。是非御回答いただきたいと思っております。

会長

それではただ今のお尋ねについてはこれは事務局の方からお願いします。

事務局

今さっき事務局からお答えしましたように、新市基本計画に盛り込まれている事業に充当するというところでございまして、これは5年間後から始めるということではございません。合併と同時に10年間新市基本計画で取り組む事業ということでございますので前倒しでやらせていただくということでございます。

会長

松岡委員さんようございますでしょうか。

それでは他にございませんでしょうか。それでは前田委員さんどうぞ。

前田委員

45頁の固定資産税についてお尋ねしたいと思います。町民の皆さんもやっぱり固定資産税がどうなるかということで、考えておられると思います。評価方法についてですが、熊本市が路線価方式、城南町が状況類似方式となっております。その相違点と、仮に城南町が路線価方式にした場合、どう変わるのか。またできれば国道266号線とか商店街とか指定していただいて、詳しく説明していただきたいと思います。また市街化区域と市街化調整区域に線引きした場合、区域によっては評価額がどのようになるのか、またさらに区域によって評価方法を変えて行うことは可能かどうかですね。もしこの場で説明が無理であれば次回までに資料提供と合わせて説明していただきたいと思います。

会長

それでは固定資産税について何点かお尋ねがありましたので担当課の方からお願いします。

事務局（資産税課）

熊本市資産税課でございます。私どもの方からは路線価方式と状況類似方式の違いについて御説明いたします。路線価方式と状況類似方式は、共に宅地の利用状況が類似する地区ごとに区分することは一緒でございます。その地区ごとに標準地を選定いたしまして、その標準宅地を評価する、そこまでは一緒でございます。その後、その評価額を基に主要な街路に路線価を指定評価するものが路線価方式でございます。また標準宅地の評価額を基に各地区の評価を行うものが状況類似方式でございます。どちらも評価における大きな違いはないものと考えております。それから固定資産評価基準では主に市街地的形態を有する地域におきましては路線価方式、それ以外の市域については状況類似方式によって評価するものとされております。こういうことから2つの方式を併用して使用することは可能だというふうに思っているところでございます。

会長

あと事務局の方から補足はありませんでしょうか。

事務局

いまのでよろしいでしょうか。

前田委員

例を出して路線価はこうなります、今の現状はこうなりますと示せば皆さんにわかりやすいのではないのでしょうか。

事務局

ちょっといま情報が錯綜しているようでございますので、次回まで整理してから出させていただきますと思います。

会長

他に何かありますればお願いいたします。

戸内委員さんどうぞ。

戸内委員

37頁の地方税の取扱いのところで1番目2番目の最後の方に、いわゆる城南地域に関わる都市計画税の相当額については城南地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする謳ってありますけれども、期限はずっとということですかね。

会長

事務局からお願いできますでしょうか。

事務局

今検討しているのは新市基本計画期間の10年間と考えております。今決めている範囲はですね。その後、するしなしという検討をしていないと、今の段階ではやっていないということでございます。

少なくとも10年間、新市基本計画には充当いたしますというお約束でございます。

戸内委員

ずっとではない。

事務局

まだそういう検討はしていないということでございます。

会長

他に御意見、御質問あればお願いいたします。

はい、岩下委員さんどうぞ。

岩下委員

ちょっと私がいまいちわからないところがあるかもしれませんが、この新市基本計画は合併がスタートしてからするわけですね、10年間において。そうすると、いわゆる都市計画税とか事業所税というのは結局、政令指定都市になってから課税されるものでしょうから、すぐではないですね。そのあたりはどうでしょうか。

会長

それでは事務局から。

事務局

ちょっと都市計画税と事業所税が少し違っておりますので御説明させていただきます。まず都市計画税の方は最初に御説明いたしましたように、まず合併します、合併した後何年か後に政令指定都市になります。そのまたしばらく後に何年かわかりませんが見直しをして線引きが行われて市街化区域、市街化調整区域が出来た。その段階で都市計画税が課税されるというような状況になりますが、事業所税というのは政令指定都市とは関係ございません。ということでございますので合併と同時に事業所税は課税されますので合併から5年間の課税免除というようなことがあげられているということです。

岩下委員

私が質問したかったのは、要するにそれが一緒ではないということなんですよ。例えば都市計画税はずれ込むわけでしょ、何年か。ところが新市基本計画はスタート、合併してからすぐにスタートするわけでしょ。だから新市基本計画の方は合併後すぐにスタートするけれども税金が入ってくるのはだいぶしてからということですね。だから10年間まるまるは入ってこないということですね。

会長

そういうことです。

岩下委員

わかりました。

会長

どうぞ他に御意見御質問があればお願いいたします。だいたいようございますでしょうか。

それでは他御意見、御質問無いようでございますので、次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして、「協議第17号 企画財政関係事業について（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

「協議第17号 企画財政関係事業について（その1）」企画財政関係事業について承認

を求める。ということで調整方針を提案させていただきます。まず企画財政関係事業の1番ですが、1. 慣行の取扱いのうち、市章、市の木、花、鳥、歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。2. 税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。3. コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。4. 所得税及び住民税の申告・相談については、熊本市の例に統一する。5. 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）に係る標識交付及び廃車については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。なお、城南町において交付済みの標識は、合併後も有効なものとし、熊本市の標識への交換は無料とする。

それでは、次の頁を御開きいただきたいと思います。50頁にはこの企画財政関係事業の項目の一覧を掲載させていただいております。今回提案しておりますのは上段に載っております「第3回」と書かせていただいております提案でございます。それ以降の項目につきましては小さい文字で「次回以降提案」ということになっておりますので次回以降から提案させていただきたいと思います。

それでは、51頁をご覧いただきたいと思います。こちらの方に「慣行の取扱い」ということで、調査票で制度の比較を行っております。具体的な内容と致しましては次の頁を御開きいただきたいと思います。それぞれ市章であったり町章、あるいは木、花、鳥が指定されております。城南町には鳥の指定はございません。更に都市宣言等もされてございませんが、名誉町民、名誉市民あたりは53頁に書いてありますように名誉市民が8名、名誉町民が5名いらっしゃいます。こういったものを含めまして熊本市の方で継続して名誉市民として顕彰していくということでございます。調整方針と致しましては、熊本市の例に統一したいということで提案をさせていただいております。

続きまして、54頁を御開きいただきたいと思います。こちらの方では納期、納付書発送の項目につきまして制度比較を行っております。大きく違いますのが、先ほど固定資産で出て参りましたように、城南町の場合は個人町民税、固定資産税、国保税この3税を集合税で納付書発送いたしております。従いましてこの3税を合わせて10期で割った納付をお願いしておりますけれども、熊本市の場合は税目ごとに市民税が4期、固定資産税が4期というような納付の方法になっておりますので方法が若干違っております。しかしながら調整方針としましては、熊本市の例に統一をしたいということで、提案をさせていただいております。なお、電算システムの統合の間までにつきましては、納付書や台帳等の整理が必要となりますので経過措置を設けるということでございます。

続きまして55頁におきましては、コンビニエンスストアでの市税収納という項目で制度比較を行っておりますが、こちらの制度につきましては現在城南町にはございません。従いまして熊本市のみで行っているわけですが、合併後は新市の事業として城南町域におきましてもこの制度が取り入れられるということでございます。

次に56頁を御開きいただきしたいと思います。こちらの方におきましては、所得税や住民税の申告・相談の項目で制度比較を行っております。それぞれ熊本市、城南町におきましても申告、納付相談を行っておりますけれども、城南町の場合は現在この会場におきまして2月15日から3月17日まで所得税と住民税合わせて申告の受付を行っております。熊本市におきましても所得税を市民センター等で行われておりますし、住民税も総合支所を含めたところで行っておられます。大きな相違点の中では、城南町で利用しております課税支援システムというのが現在熊本市さんにはございません。しかしながら、職員等で面談の方で筆記指導を行っておられますので、便宜上はさほど変わるものではないと思われれます。そういった点も踏まえまして、合併後は熊本市の例に統一するというような調整方針を提案させていただいております。

続きまして、57頁の軽自動車標識交付及び廃車でございますが、こちらの方につきましては、現在、両市役所・役場で行っております原付バイクの標識あるいは農機具等の鑑札でございますが、こういったものの配布と廃車の証明等でございますが、熊本市の例に統一をさせていただきたいということで提案をさせていただいております。なお、電算システムの統合までの間は必要な経過措置を設けることとしております。また今現在付けていらっしゃる鑑札については、合併後城南のものよりも熊本市の方に代えたいとおっしゃる方には無料で交換をしたいというような調整方針を取っております。以上でございます。

会長

只今説明のありました協議第17号につきまして何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

56頁の所得税及び住民税の申告、相談についてですが、この調整方針については熊本市の例に結局統一すると、こういうことになっておりますけれども、先程事務局から説明がありましたように、城南町ではこちらの会議室で8台の課税支援システムを使って住民の方への所得税の申告を手続相談、そういったものをやっております。税務課の方からそれから保険課の方から職員が出まして対応しております。実績を聞きますとだいたい1日あたり80人から90人ということで20日くらいあるでしょうから1600人～1700人の処理をしているということであるんな面で住民の方も助かっておられるわけですね。これが熊本市に統一になった場合にどのような形になるのか。富合の人に聞いたら西税務署まで行かなければいけないという、そういったことを聞いたんですけれども、それが本当かどうかわかりませんが、そんなことも聞きましたし、そうなれば住民の方に世話もかける、時間もかけることになりますので、このあたりが今後どうなるかということ。それから税務署の管轄が城南町は宇土の税務署管轄になっているのですが、これが合併すれば

どのような形になるのか、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

会長

担当課、作業部会からお願いします。

事務局（市民税課）

熊本市市民税課でございます。委員御指摘のとおり、これまで城南町さんの方では課税支援システムを活用しまして、そういった申告受付をされているということで。合併後におきましては熊本市方式ということで自ら申告書を作成していただく自書申告に変更ということになりますため、住民の皆様には不安に思われている方が多いと思います。熊本市としましては本庁の市民税課職員をはじめ税務署に協力を求めながら丁寧な申告書の記載のお手伝いをしていくような記帳指導ですね、そういった対応をできるような限りの配慮と体制の整備をしていきたいと考えております。委員の方から富合のお話がでましたが、富合町さんの方も合併前までは課税支援システムで城南町さんと同じ対応をされていたこととございます。こちらの方も合併後初めて申告受け付けが始まります。それに向けてもちろん富合総合支所税務課職員を加えまして、本庁の市民税課職員を派遣し、また最後の計算ミスがないかとかいうそういった検証作業をスピードアップさせるために課税ソフトやパソコンなどを導入して区域住民の皆様の申告に対応すべく準備を進めているところでございます。

西税務署にいかなければならないということは間違いでございまして、従来どおり富合総合支所で申告受付をやると、人的体制もとってやるという準備を進めているところでございます。管轄税務署につきましては、現時点では城南町さんがどうなるかということとは私共の方からは申し上げられないのですが、わからないんですが、富合町さんの場合は合併の日をもって宇土税務署から熊本西税務署に変わっております。以上報告とさせていただきます。

会長

どうぞ。

岩下委員

ということは申告はできるということですね。今までどおり。

事務局（市民税課）

そうでございます。ただ繰り返しになりますが、課税支援システムを使って役場の方で作って差し上げるというのではなく、自書申告を職員の方で記帳指導の応援をしていきながら自書申告で受け付けていくということで、西税務署にいかなければならないというこ

とではございません。

岩下委員

西税務署のことがたまたま新聞に載っていたんですよ。書いてあったんです。

会長

よろしいでしょうか。では他にありませんか。

それでは栄田委員さんお願いいたします。

栄田委員

今の申告に関して素人的な考え方で申し訳ないんですけども、一旦承認いたしました電算プロジェクトの関係ですが、城南町には今こういう電算システムがありますからそのサーバーを新しいシステムの中に入れて町は今までどおり、このなんですか区役所になるんですか、そういうサービスがもし受けられるならば便利かなと思うんですけども。そういう技術面からいかがでしょうか。

会長

ただ今の御質問は事務局からいかがでしょう。

事務局

今日は電算は来ていないと思いますので。私の聞いている範囲では、電算を統合いたしますので、統合した段階でその機能は使えないというふうになると聞いております。だからここだけそのシステムを残すということではなくて、全然違うサーバーになってしまいますので、全てが統一されたサーバーになるということになりますので、システムが変わってしまいますということなので、ここだけシステムを残すということにはできないというふうに聞いております。

会長

どうぞ。栄田委員さん。

栄田委員

くどいようですけども今一度、技術面の確認をしていただければ幸いです。

会長

改めて確認をして。

事務局長

改めて確認しまして次回御報告させていただきます。

会長

お願いします。はいどうぞそれでは中島委員さんお願いいたします。

中島委員

すいません今の質問に関してだぶりますが、こちらで電算が入っているからこちらで申告に行くとキーひとつでその人の全てがわかるという状態になっているから非常に申告も早いですが、それが使えなくなると。何人かお手伝いに来られるにしても、そういった個人的にまとめていろんな書類が出てくるというのはないから一人一人手書きになるような気がするんですが事務的に。それはどのように解決されていきますか。例えば人数を増やして対応するとか。そのへんちょっと説明してください。

会長

はいどうぞ

事務局（市民税課）

形としましては、委員の御指摘のとおり今お聞きしましたところ課税支援システムに給与支払報告書などを既に取り込まれていて、一部に領収書とか支払に使ったものの領収書などを持ってこられて職員のもとで打ち込んで完成させるということでございますけれども、合併後にどうなるかという、具体的に言うとやはり領収書関係や証書関係を仕分けしていただいた状態で持ってきていただいて、その場で自分で記載していただく形になります。それを職員がついて、ここはこうというような記帳指導と言いますけれどもそのへんを丁寧にしていくという対応になりますので、今よりも申告期間は限られてございますので人員的なところで対応していくと、増やして対応していくということになると思われまます。詳細については、合併決まった後の詳細打ち合わせをこちらの税務課としていかなければならないと思います。

会長

いかかでしょうか。それでは松岡委員さんお願いいたします。

松岡委員

すいません何度も。サーバーが違うから住民サービスが滞るような気がするんですよ。サーバーを変えればいいと思うんだけど、その費用もかかると思うんですこれは。ただし合併して住民サービスが悪くなったりすると何のために合併したのかという話も出てこん

とも限らんですよね。あのコンピュータを導入するということは事務労力を省略化するという事なんですよね。人数は8人よりも何倍の30人50人とやられた方がいいと思いますけれども、この時代にパソコンを使って事務処理やらないというのが僕は気になって、サーバーが違うという話はよくわかるんですよ。でもそこあたりはサーバーのことだけでこの問題を考えるのはどうかなという気がするんです。城南町でさえ計算システムがあるわけですからその移行措置を会長さん是非幸山市長さんをお願いしたいと思うんですけれども、急激に変わって合併して次のこの年から税務署に申告する書類を出すのに大変な作業をしたよという、僕は住民サービスが低下するような気がするんですよ。それと同時に先程も言いましたやっぱりこの時代ですからパソコンをもっと有効に使って頭使って、パソコンから使われるのではなくて人間がパソコン使って、そして事務能力をどんどん上げながら事務省略化を考えながら効率化を図るということはいかがでしょうか。と同時に今言ったのは要するに合併して住民サービスが悪くなったら困るのでその移行期間を是非設けてはいかがかなと急激に変わった場合住民側も戸惑いがあると思うんですよ。だから移行期間を是非設定してほしいと思いますがいかがでしょうか。御回答お願いします。

会長

まずは事務局の方から答えていただきましょうか。

事務局

移行期間を設けるということは電算システムの統一をしないということになります。しないということは可能ではありますが、ずっと並行運用という形になりますので、逆のいろんな場所で不便な面が出てくると、この問題については確かに今までどおりやれるかもしれないけれども他の部分で例えば熊本市のサービスが受けられないというような状況が起きてくるかもしれません。ちょっと私が専門ではないものですから次回そこら辺のところも詳しく御説明をさせていただきたいと思います。

会長

実際今城南町でやってらっしゃることと、それが変わったときにどの程度手続きが煩雑になるのかどうかということ、そのへんは富合町さんの例も出てくるでしょうから、その辺をもう少し詳しく具体的に御説明を次回するという事でようございますでしょうか。それから技術的なことも含めまして改めて次回報告をと思いますが。事務局どうぞ。

事務局

次回の会議までの間に富合町が実際具体的にスタートしますのでそこら辺も御報告させていただくとだいたいどういうふうになるのかということが御理解いただけるのかなと思いますので、合わせてご報告させていただきます。

会長

この件につきましては数名の皆様方から大変御不安の意見をいただいておりますので、次回詳しく御説明させていただきたいと思います。

どうぞ他に何かございますでしょうか。

はい戸内委員さんどうぞ。

戸内委員

今に関連しますけれども富合町も私どもと一緒にそういう支援システムがある。城南町もそう。今、合併話を進めている植木町、益城町のこの両町はどういう形でそういうことをされておるのか、その辺がもし我々と一緒にあればやはり熊本市もこういうシステムを取り入れられた方がいいんじゃないか。逆に取り入れられる気持ちがあるかどうか。そういうことだと思うんですけれどもね。これがスムーズではないかと思うんですけれども住民サービスにおいては。

会長

この件は益城町あたりはもう。はいどうぞ。

事務局

3町ほとんど同じではないかと。結構熊本市以外の町はそういう形をやっている例は多いと。益城も植木も同じようなシステム、城南町と同じようなシステムだったというふうに思います。

戸内委員

熊本市が政令指定都市を目指すならなおさら取り入れるべきではないでしょうか。

事務局

だからそれを含めまして次回御説明させていただきます。

会長

ただ今の質問も含めてその考え方も合わせて次回お答えをさせていただきたいというふうに思います。

どうぞ他にありますれば。他はございませんでしょうか？

それでは、他無いようでございますので次の協議項目に移らせていただきます。

続きまして、「協議第18号 市民生活関係事業について（その1）」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局

「協議第18号市民生活関係事業について(その1)」市民生活関係事業について承認を求めるといことで提案をさせていただきます。市民生活関係事業につきまして1. 町名・字名の取扱いのうち、熊本市の区域内の町名は現行とおりとし、城南町の区域内の町名は「下益城郡城南町」を「熊本市城南町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。2. 交通安全協会については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町の警察管轄区域(宇城警察署)が現状のままであった場合は検討を行う。3. 交通傷害保険については、熊本市の事業終了に伴い廃止する。4. 次の事業等については、5年間現行のとおりに継続し、その後熊本市の例に統一する。「交通指導員の報酬」「社会教育関係団体(フレンドシップクラブ)への補助金」5. 地域公民館(社会教育施設)への補助金については、熊本市の例に統一する。6. 社会教育関係団体(地域婦人会連絡協議会)への補助金については、5年間現行のとおりに継続し、その後の取り扱いについては関係団体で協議調整を行うものとする。7. 地域コミュニティセンター運営・建設事業については、新市の事業として継続する。次の頁をご覧ください。8. 自衛隊父兄会補助金については、組織を熊本市の自衛隊父兄に統合し、補助金は廃止する。以上のような調整方針を提案させていただいております。61頁62頁の方にこの市民生活関係事業で協議をしております項目全てを紹介しております。提案欄に「第3回」と書いてありますのが今回提案させていただいたところでございます。なお、下段以降に「次回以降提案」となっております項目については、次回以降提案をさせていただく予定でございます。

それでは、個別の詳細の説明をさせていただきます。63頁をご覧くださいと思います。先ほど説明致しました町名、字名の取扱いでございますが、制度比較欄の下段をご覧くださいますと例を示しております。こちらの方現在「下益城郡城南町大字赤見●●番地▲」というような住所表示いたしておりますが、合併後は「熊本市城南町赤見●●番地▲」という表示になるというところでございます。

それでは、頁は飛びますけれども71頁をご覧くださいと思います。こちらの方では交通安全協会の項目についての制度比較を行っております。現在交通安全協会につきましては、それぞれ熊本市にも城南町にもございます。ただ、城南町におきましては、交通安全協会の下部組織と致しまして隈庄、豊田、杉上の小学校3校区の方に支部がございます。こちらに対しまして町の方から助成金が出されているというのが大きな相違点でございます。ただ、相違点と課題に書いてありますように、安全協会それぞれ共通しておりますので城南町の安全協会だけに助成金を出すという事が整合性が図れないというような課題が残っております。そういう点を踏まえまして、調整方針といたしましては熊本市の例に統一するというようなことで提案をさせていただいております。ただし、城南町の警察の管轄区域が現在のままの宇城署であった場合には検討をさせていただきたいというような提案でございます。

72頁をご覧いただきたいと思います。こちらの方では交通傷害保険の項目として制度の比較を行っております。制度比較欄をご覧いただきますと、熊本市の最上段に書いてありますが、熊本市の交通傷害保険は平成20年度をもって事業終了となる予定ということですが、こちらの方はすでに平成20年度で終わることとなっております。現在城南町が参入しております共済制度につきましては1人あたり50円の保険料を町が全て負担して加入をいたしております。こちらの方は見舞金程度となっております。熊本市が行っておりますのは、民間保険会社に委託をして任意加入、(5)に書いてありますように4万8千人程度の方が加入されております。そういうことで平成19年度の決算をご覧いただきますと、3,500万円の保険料が収められておりますけれども、実際支払われた実績は平成19年度4,700万ということで保険会社さんの支払いの方が上回っているとそういうことの状況を踏まえまして熊本市の民間委託が困難になってきている。そういうことで平成20年度で終了となっております。従いまして、熊本市と城南町が合併しました場合には、合併年度の翌年度から城南町の方も廃止になるということで御理解をいただきたいと思っております。調整方針につきましては熊本市の事業終了に伴い廃止するとなっておりますが、熊本市は平成20年度で廃止となっておりますが、城南町は平成21年度も引き続き行っておりますので合併後が無くなるということで御理解いただきたいと思っております。

続きまして73頁でございます。交通指導員の項目につきまして制度比較を行っております。中段をご覧いただきますと一番大きい相違が、年間報酬額に相違がございます。熊本市は2万2千円、城南町は5万9千円が支払われております。それぞれ城南町15人と熊本市が348人いらっしゃいますが、活動内容は同様な活動をなされていますが現時点におきましては報酬に差がございます。そういった点を踏まえまして調整方針は5年間は現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一させていただきたいということで提案をさせていただきます。

次の頁を御開きいただきたいと思っております。74頁では地域公民館（社会教育施設）への補助金の制度比較を行っております。こちらの方わかりやすく言いますと、城南町にあります公民館等の建設、あるいは増改築、維持保守等への補助金の比較を行っております。ご覧いただきますとわかりますように、熊本市が大きく違いますのが、まず運営に対しましても補助がございます。更には建設費の補助それぞれ城南町の5割なんですけれども、熊本市の最高限度額750万円、城南町は200万円でございますので、総じて熊本市の方が有利でございますので合併後は熊本市の例に統一したいということで提案をさせていただきます。

続きまして75頁におきましては、社会教育関係団体への補助金ということで地域婦人会連絡協議会の比較を行っております。こちらの方の資料の中で修正をお願いしたいと思っております。熊本市の(1)の欄ですけれども、「会長1名 副会長1名」となっておりますが、「副会長2名」でございます。更に「10校区加盟」となっておりますが、「15校区加盟」

でございます。ちなみに、城南町は小学校3校区ございますが、3校区すべてが協議会の方に加盟いただいております。補助金の欄をご覧くださいますとわかりますように、それぞれ100万円程度の補助金が交付をされております。そういうことも踏まえましてこの補助金の取扱いに差がございますけれども、5年間は現行のとおり継続し、その後の取扱いについては、この5年間を活用しながら関係団体で協議調整を行っていただきたいというようなことで提案をさせていただいております。

続きまして76頁をご覧くださいと思います。こちらの方につきましては社会教育関係団体への補助金でございますが、中でも城南町にありますフレンドシップクラブという団体への補助金、こちらの方の制度比較検討を行っております。こちらの方、熊本市には財団法人で国際交流振興事業団というのがありまして、そちらの方ですべての事業関係を扱っております。城南町の場合はフレンドシップクラブが直接運営をされておりますので補助金が出ております。そういった点で相違がございますけれども内容検討致しました結果、このフレンドシップクラブに対する補助金につきましては、5年間は現行のとおり継続し、その後は熊本市の例に統一とさせていただきたいということで提案をさせていただいております。

続きまして77頁でございます。地域コミュニティセンター運営・建設事業でございますが、ご覧くださいますとわかりますようにこれは現在城南町には無い制度でございます。従いまして合併後は城南町域につきましても、こういった事業が取り組めるということでございますので、新市の事業として継続するというで調整方針とさせていただいております。

続きまして78頁をご覧くださいと思います。こちらの方では自衛隊父兄会の補助金の制度比較検討を行っております。こちらに照会してありますように自衛官募集の事務につきましては、町あるいは市の方が委託金をもらって取り扱っております。ただ、大きく違いますのは、城南町の場合は自衛隊父兄会の事務局も兼ねておりましていろんな手続等のお手伝いをさせていただいております。尚且つ補助金も交付しております。そういった相違点はございますものの、調整方針としましては城南町の自衛隊父兄会は組織を熊本市の自衛隊父兄会に統合させていただきたい。更には統合した関係上補助金の方も廃止するというような調整方針の提案をさせていただいております。市民生活部会につきましては以上でございます。

会長

只今説明がありました協議第18号につきまして御意見、御質問等あれば伺ってまいります。いかがでございましょうか？

植村委員さん、どうぞ。

植村委員

今、地域婦人会につきまして、訂正がございましたが後1点。地域婦人会の助成金はこれだけいただければ大変ありがたいんですが今のところ106万円でございます。ということで御訂正お願いいたします。

会長

これは事務局の方はこれで。担当課の方からお願いします。

事務局（地域づくり推進課）

地域づくり推進課でございます。ただ今の75ページの地域婦人会連絡協議会に対します補助金でございますが153万円と記載しておりますのは平成19年度分でございます。20年度から植村委員のおっしゃったとおり金額的には105万3千円となっております。以上でございます。

会長

ここでは平成19年度の比較ということに、全て平成19年度の比較ということですが、平成20年度は確かにおっしゃったとおりこのような状況であるということでございます。だから資料の訂正とまでとはいかないかと思いますが。平成19年度の比較になっておりますので、現状はその様になっているということで御理解していただければと思います。

どうぞ他にありますれば、どうぞ東家委員さんどうぞ。

東家委員

75頁の今の植村委員さんの関連ですが、この合併協議会結果調整方針というところですが5年間現行とあり継続しその後の取扱いについては関係団体で協議調整を行うものとするというのはどういう意味。ちょっと国語の勉強でしょうか。

会長

それではこれは担当課の方からよろしいでしょうか。

事務局（地域づくり推進課）

地域づくり推進課でございます。委員さん御指摘のとおりさっと読んでみて、なるほどという感じもございますけれども、ちょっと深く読んでみますとわかりにくいかと思えます。5年間現行のとあり継続ということで、現状のまま当面の間は5年間ということで実際事業活動等は行われるものと思っております。その後の取扱い、いわゆる5年間経過しましたのちにその関係団体との協議ということになりますが、これにつきまして一体的な組織としてするのか、それとも現行のまま活動されるのか、そういったところにつきまし

での協議を5年経過後に改めてまたやり直すということでございます。よろしいでしょうか。

会長

それでは植村委員さんの方から手が挙がっておりますので。

植村委員

今の御説明であれば5年間は現行どおりに熊本市に並行した婦人会がというような考えで5年経過後、協議調整をするものとするというようなこととなりますと、これは県婦連との関係ということでしょうか。熊本市に今、富合町さんもございますが、富合町さんは助成金の関係でやはり並行した方がいいんじゃないかならうかというので、活動は熊本市と一緒にしながら組織体自体は並行しながらというような意味合いを含めているんですね。一緒になった段階で助成金が切られるというお話を聞いたんです。ですから城南町さんもそういうようなことでいいということでしょうか。であれば熊本市に3団体組織を作りながらというような方向が良いというような考えで私はおります。

会長

それでは担当課の方からお願いします。

事務局（地域づくり推進課）

地域づくり推進課でございます。5年間といいますのは今の形でそれぞれの団体で活動していただくということでございます。そして、その後どうするかという問題につきまして再度協議調整を行っていただくということになると思います。県婦連の問題、あるいは富合町の関係でございますが先程ちょっと委員のほうからおっしゃられました富合町の関係におきましては合併後5年間は現状のまま継続すると。ただし、市の各団体との統合が成立した年度で補助金は廃止するというようになっております。

会長

はい、植村委員さんどうぞ。

植村委員

組織体自体を市の地域づくり推進課の方がそのまま別々の方向で5年間やっていただくと言われるのは私は異な感じがいたします。富合町さんも一緒に活動しようというところは今一緒に活動させていただいていますし、私たちも富合町さんから学ぶこともたくさんございますので、それは手を組みながらやっていくところは手を組みながらというような想いでおりますけれども、富合町の会長さんも熊本市の地域婦人会の中に入った活動を3

月からはやっていきたいというようなお話でございましたが、それでは内のたった100万円で向こうの助成金が切られるということになるとなかなか運営が難しくなるので、ということの私たちはお互いに理解をいたしております。是非東家会長さんにも入ってきていただいて御指導していただきたいところがたくさんございますので、いろいろそういうところは手を組みながらやってまいりたいと思っておりますが、それを地域づくり推進課のほうで並行のままやっていけとか、いろいろ言われるのはちょっと私は解せない感じがいたします。

会長

それでは東家委員さんどうぞ。

東家委員

私が一番聞きたかったのは、関係団体で調整を行うというところの助成金の問題です。5年後に補助金をそのまましてもらえるのか。活発な活動をすればもっと上げてもらえるのか。希望を聞いているので、そこは婦人会内の話だから活動の方針とかは同じですので仲良く一緒にの市になったら話し合いながらやっていけばいいことで、外からの助成金の問題をちょっと希望を持っていかんとですね5年後には続いていかんかもしれんなど。やっぱりこういうボランティアの団体は田舎だったら余計に地域づくり、絆づくりというところには一生懸命やってきているので、こういう本当の意味の会費を払ってボランティアをしている団体です、婦人会は。ですから大事に育ててほしいなと思うんです。植村会長も私もいつまでできるかわかりませんが、携わっている間は一生懸命住民の福祉向上のためになっていくと常々に思っておりますので、ボランティア団体の育成という面からもどうぞよろしく御指導と援助をお願いしたいと思っております。

会長

それでは担当課の方から、そのあと事務局の方から補足があればお願いします。

事務局（地域づくり推進課）

ただ今の委員さんからのお話がありましたように、それぞれの組織におきましては地域の特性、あるいは特徴といったものを十分に活かしながら、これまでそれぞれの立場で地域活動を取り組んでこられたその歴史と背景というのはそれぞれ重みがあると思います。私たちも両組織におきまして合併に関しまして5年間の間、それぞれ同じような目的に伴います活動の中で一緒にできるものがあれば一緒にしていただいて、例えば地域の特徴のそういったものの中で取り組まなければならないものがありますれば、それは当然それぞれの活動ということになると思います。また助成金等の問題につきまして5年間は現行のまままでいかせていただきまして、その後につきましてはその段階での協議をさせていただ

きたいと思っております。以上でございます。

会長

いいですね事務局から。ということでございました。どうぞ他に何か御意見、御質問等あれば。

はい松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

今のことと関連しまして、交通指導員に対する補助金は城南町では出ているんですけれども、実は補助金もらっているから交通指導をするしないというレベルの問題じゃないんですよね。交通指導というのは我々の生命を直接扱っている人たちのボランティアなんですよね。ですから城南町は御存知のように266号線が開通しまして交通量がすごいです。例えば、下益城郡城南中学校では新校舎ができましたが、仮設を作ってグラウンドが使えない時は、向こうの266号線を越えてB&Gのグラウンドで、子どもたちは危険を感じながら運動会、その他毎時間の体育をやっております。そういうときに交通指導員の方は朝から晩までといってもいいぐらいに朝の渋滞時、夕方の渋滞時、それから子どもたちの帰ってくる時の交通指導をボランティアでやっておられますよね。ですから補助金もらっているからするしないということではなくて、これは是非とも幸山市長にもお聞きしたいんですけれども、合併すれば城南町の住民の間に合併すれば補助金はほとんどカットされるんじゃないかという話がたくさん出ています。合併したら何で補助金カットなんですかと僕は言いたいぐらい。特に婦人会もそうです。この後、教育部会で文化協会の中でも出てくると思いますけれども、ボランティアの団体で個人の利益を考えてやっている団体は一つもありません。城南町にも社会福祉協議会にボランティア活動をやっている団体が80団体くらいあったと思います。当たり前の話なんですけれども、ところが幸山市長、補助金カットというのが城南町の住民の間には頭の中に入っちゃっているんですよ。だから合併すれば全ての補助金がカットされるということになると非常に今後のボランティア活動に大きく影響してくるんじゃないかと。そのことは我々住民の生活に直接影響するんじゃないかと僕は考えています。補助金カットされるのはいいですよ。金が無いなら無いで。ただ問題はこれから熊本も地震が起こらんとも限りません。ボランティアの力を借りないといけない状況もあるじゃないですか。役所じゃ出来ない、行政側でも出来ないという場合にボランティアがかけつけて救災活動するじゃないですか。だからボランティアを育成するというのは新市の基本計画の中でもですね是非これは紐を付けていただきたい。金が無いなら補助金カットしますよというそういう短絡的じゃないと思いますが、こういった補助金カットについては、しいてはボランティアを育成するどころかむしろ、東家委員さんはやさしく言いましたけれども婦人会本当にやっています。私たちの団体もそうです。会費を募ってやっていますから。それが何なんだと言われればそれまでなんですけれ

どもね。ただ合併すれば補助金カット、住民のボランティアが廃れていく低迷していく何のための合併やと。住民サービスがどこに吹っ飛んだんですかということに成りかねないですよ。そういった中で、ボランティアがいかに育成しなければならないかということも皆さん御存知だと思います。だから補助金カットせずに5年間継続になっていますけれども、そのあたりは慎重にお考えいただきたいということで少しは期間を延長するとかいろんなことをお考えになっていただきたいというふうに思います。関連した質問でした。

会長

事務局の方からお願いします。

事務局

あの城南町は確かにボランティアが盛んだと思いますが、熊本市もボランティアによって支えられています。今日お出でになっておられる方もそういう団体の代表の方もおられるとういことでもございまして、熊本市がボランティアを軽視しているわけでもございせんし非常に活動は活発だと私共は思っております。熊本市のボランティア団体、各種地域いろいろな団体が山のようにあってやっております。できましたら次回でも少しでもそこら辺の御説明でもさせていただこうかと思っております。確か補助金に差のある部分、熊本市は交通指導員が今は2万2千円で皆さんこの金額で同じように交通指導に取り組みされている状況でございます。何もかもボランティアを無くしていこうとかそういう趣旨での協議ということではございません。そこら辺のところは御理解をいただきたいと思います。熊本市も今、市民協働ということ、それから校区自治協議会ということ、それぞれ住民の方々のエネルギーに支えられたまちづくりをしていこうということによって一生懸命取り組まれていますのでそういうことについては御理解いただきたいと。できましたら次回、熊本市もどうしているかと御紹介させていただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

会長

ということでございます。次回もう少し御説明させていただきたいというふうに思います。

東家委員さんどうぞ。

東家委員

同じく交通関係のただ今の安全協会の関連の質問なんですが、城南町の交通安全協会の方では白線を引いたりいろいろ交通指導とかもちろんされていますが、白線が切れんように新しく線を引いたり大変な作業だろうと思いますが、そういうこともされているので、やっぱりボランティアの内容がそれぞれ違うと思いますけれども交通安全協会に対する補

助金を廃止するということに婦人会の方で交通安全母の会というのがあるんです。それで、婦人会の方と交通安全協会はいつも手を繋いで交通安全に取り組んでいるという状況で、交通安全協会に補助金を出されたのを交通安全母の会がそれを補助金ももらっているんです。だから安全協会にお金がいなくなったら婦人会にもお金が来なくなるからそれも廃止されたら私たちどうなるんだろうと、笑い事じゃない5万円くらいの補助金ですけども、本当にささやかなお金で大きな効果を挙げていると自負しておりますのでその点も考えてください。

会長

それでは担当課の方からよろしくをお願いします。

事務局（生活安全課）

交通安全を担当しております生活安全課でございます。東家委員の御質問にお答えいたします。2点あったかと思しますので1点目の交通安全母の会、交通安全協会への補助金の件でございますが、母の会の補助金につきましては、今日うちの委員で地婦連の会長でございますが、植村委員の部会といたしまして母の会は熊本市にもございます。約1000名の会委員で活動されておまして、同じく交通安全啓発活動、それからキャラバン隊活動等をなさっておりますが、熊本市におきましては植村会長からお話をお伺いしたんですが、交通安全協会から助成はあっておりません。活動におきましてはボランティアということ、それからまた依頼があれば依頼主から助成もあるということでもございました。それから城南町に3支部の交通安全協会から助成があるとお聞きしておりますが、それが継続されるかに否かにつきましては交通安全協会自体が熊本市とは別の組織ということもありましてなかなかそこから出るというようなお答えはしにくいのかなと思っております。どうなるかははっきりと申し上げれないということでもございます。

それから交通安全協会自体への助成金でございますが、熊本市は行っておりません。これが今おっしゃいました白線引きとか交通安全教育あたりも市で独自でやっておりますので、白線引きはうちの道路部等が直接やっておりますので、交通安全教育についても、こちらの方で直接専門員等がおりますので、そちらの方でやっておりますのでそういう関係で交通安全協会には補助を出していないということでもございます。ただし、交通安全協会の各校区の協会に対しまして熊本北、南、東の3つの警察署の管内の交通安全協会がございまして。そこから助成金が出ておりますのと、それから自治会から交通安全協会にあわせて助成金が出ておりますので、ある程度の資金があるということでもございます。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。どうぞ村田委員さんお願いいたします。

村田委員

自治協議会の方から御説明を致します。今、交通安全とか防犯協会とかそれぞれ自治会の中で組織があります。それで町内会費を1戸あたりいくらと決めて自治会の方でそれを集めて交通安全協会にいくらか子ども会とか色々な団体に割立てて自治会の方からそういう活動費を出しております。熊本市の方からは、それに対する補助金はございませんけれども、自治協議会の方には熊本市さんの方から活動費として20万円自治協議会の方へ頂いております。そういうシステムでございます。

会長

どうぞ植村委員さん。

植村委員

うちの交通安全母の会は、一応、教習をするときは青少年育成協議会とかいろんなところと手を結びましてなるべくお金が掛からないように別の団体に負担していただくような活動をさせていただいております、今のところ。校区によって違うのでしょうかけれども、婦人会というところがある校区15校区、はほとんど自治会から補助金は頂いていないのではないかと思います。ただ、自分たちで自主努力をしながら会費プラスαというものは自分たちで作らせていただいております。

会長

どうぞ。

事務局（城南町 総務課）

城南町の総務課です。今の交通安全協会に関連しまして城南町の現状だけ御説明させていただきます。今東家委員の方から質問のありました交通安全協会に関してですが、城南町が属します宇城交通安全協会は交通安全教育の指導員の配置に係る経費に充てるために負担金を出しているところであります。また町内の3校区に支部がございますが、交通安全活動補助金として各支部に支出しております。これは宇城協会からの配分金と合わせましてきめの細かい交通安全推進活動が展開されているところであります。その中に先ほど東家委員がおっしゃいました婦人会よる交通安全母の会への助成金が含まれているというところで、従いまして城南町におきましては、以前から交通安全協会の支部並びに婦人会と行政が協力をして交通安全の推進を図るというシステムが構築されているということでございます。現状だけ報告させていただきました。

会長

それでは他に御意見、御質問等ございますでしょうか？

今頂きました意見の中で次回更に説明、報告等が必要なものもあろうかというふうに思っていますので、今日ここでお答えが不十分なものにつきましてはまた次回の時にお答えをさせていただきますという事で御了承いただければというふうに存じます。

それでは他無いようでございますので、次の協議項目に移らせていただきます。続きましては、「協議項目第20号 子ども未来関係事業について（その1）」につきまして事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは79頁をご覧いただきたいと思います。「協議第20号 子ども未来関係事業について（その1）」子ども未来関係事業について承認を求めるということで下の方に調整方針の提案をさせていただいております。まず1番でございます。「次の事業等については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。「乳幼児健診」「保育所特別事業（2）（一時保育事業等）」「地域子育て支援センター事業」「公立幼稚園保育料等」2. 組織育成（母子保健）については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、3年間現行のとおり継続する。3. 次の事業等については、熊本市の例に統一する。「歯科保健推進事業（フッ素塗布等）」「ひとり親家庭等医療費助成事業」「保育所特別保育事業（1）（延長保育事業等）」「社会教育関係団体（子ども会育成者連合会）への補助金」「青少年育成会議」「青少年健全育成事業」4. 母親クラブ補助金については、熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引き続き補助対象団体とする。次の頁を御開きください。5. 児童育成クラブ管理運営事業のうち、事業内容は現行のとおり継続し、運営費補助は、熊本市の例に（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。というような調整方針を提案をさせていただきます。81頁82頁に、この子ども未来関係事業の項目をすべて紹介させていただいております。先ほどと同様に「第3回」と記載しておりますのが本日御提案する分、「次回以降」は次回以降に提案させていただく予定となっております。

83頁をご覧いただきたいと思います。こちらの方につきましては乳幼児健診関係の制度比較を行っております。ご覧いただきますとわかりますように、乳幼児健診こちらの方は城南町は城南町の保健センターで実施しておりますけれども、熊本市の場合は、委託医療機関の方で実施がなされております。そういうことで実施場所が異なっているということでございます。幼児健診につきましては、それぞれ保健センター等で行っておりますので内容等には相違は無いかと思われまふ。次の頁をご覧いただきたいと思います。84頁では5歳児健診、これは城南町のみで行っている事業でございますが、こちらの方が熊本市と比較した場合に相違があるということでございます。そういったことを踏まえまして調整方針としては5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一するというような調整方針の提案をさせていただいたところでございます。

続きまして、85頁組織育成（母子保健）関係でございます。こちらの方につきましては熊本市におきましては、小学校区単位と一緒にしまして子育て支援ネットワーク、保健福祉センターの保健師さんが中心となりまして展開しております。こちらの方は市民協働での取り組みということで展開されておりますが、城南町の場合には、母子保健推進員13名を中心といたしまして活動、展開がなされております。そういうことでこの推進員さんに報酬が支払われております。組織的な構成としましては、子育て中の母親さんを中心としまして熊本市も城南町も同じような組織構成で行われております。従いまして相違点が若干ございますけれども、調整方針は熊本市の例に統一をさせていただきたいということとしております。ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬につきましては、合併後3年間は現行のとおり継続させていただきたいとそのような提案をさせていただいております。

続きまして、86頁を御開きいただきたいと思います。こちらの方では歯科保健推進事業の制度比較を行っておりますが、城南町でも熊本市でも同じような事業に取り組まれております。フッ化物の応用推進事業等が行われておりますけれども、相違点と課題に紹介してありますように、熊本市では使用薬剤がミラノール、城南町ではフッ化ナトリウムということでございまして薬剤が違うというそういった程度でございます。城南町の方に紹介してありますように決算額が書いてありますが、平成18年度のみ3,930円入って17.19年度は0となっております。こちらの方は薬剤を1回購入するとだいたい2年程度は薬剤が足りるということで決算額はごく僅かな決算額になっております。そのような点を踏まえまして熊本市の例に統一をさせていただきたいという提案としております。

次の頁には、ひとり親家庭等医療費助成事業ということで制度比較を行っております。こちらの方につきましても、城南町でも熊本市でも同じような取組みがなされております。相違点としましては、熊本市の場合には、現物給付が可能となっております。城南町では償還払いのみ。それと熊本市では現物給付が出来る関係上医師会、医療機関との協定等を結ばれておられます。その辺が相違点でございます。従いまして調整方針としましては、このようなことを踏まえながらも熊本市の例に統一をさせていただきたいというような提案をさせていただいております。

続きまして、88頁では保育所特別保育事業（1）といたしまして、延長保育事業関係の制度比較を行っております。こちらの方につきましてはご覧いただきますとわかりますように、それぞれ3つのメニューにつきまして熊本市でも城南町でも取り組まれております。3番の障害児保育事業の中で熊本市が中度、軽度の区分、城南町が重度、軽度という区分に相違がございますけれども、詳細を説明いたしますと熊本市の中度の障害等級、それと城南町の重度の障害等級こちらは同一でございます。ただ区分の名称の扱い方が違うということで内容は同様でございます。そういうことを踏まえまして熊本市の例に統一をさせていただきたいという提案をいたしております。

続きまして90頁をご覧いただきたいと思います。こちらの方では保育所特別保育事業

(2) ということで一時保育事業関係の制度比較を行っております。まず一時保育事業につきましては相違点としましては、熊本市の利用に対する補助の算定が時間単価×延べ人数で算定をされております。城南町の場合は、延べ利用人数の区分に応じて補助額が決まっております。そういった点で相違がございます。あとの保育所地域活動事業につきましては、熊本市の方が多種多様なメニューに取り組まれております。ということで相対的に熊本市の制度の方が上回っておりますので統一をするものでありますけれども、一時保育事業の補助金算定の段階におきまして若干園によっては相違が出てくるのを考慮いたしましたところで5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一をさせていただきたいというような提案をさせていただいております。

9 2 頁を御開きいただきたいと思っております。地域子育て支援センター事業ということで制度比較を行っております。こちらの方につきましては、それぞれ熊本市にも城南町にも子育て支援センターはございます。熊本市の場合は公立8か所、私立2か所。城南町では私立1か所のみでございます。取り組まれております内容等についてはさほど相違はございません。ということで5年間は現行のとおり継続いたしまして、その後熊本市の例に統一をさせていただきたいというような調整方針の御提案をさせていただいております。

9 3 頁をご覧くださいと思います。こちらの方は母親クラブの補助金ということで制度の比較を行っております。現在熊本市には児童館を拠点として活動をされているボランティア団体10団体がございます。城南町におきましては、個別の組織としまして母親クラブあるいは障害児サークル2団体に対しまして補助金の交付を行っております。こちらの方は国県の補助金を伴いますものでございますが、それぞれの制度は同様でございます。ただ、熊本市さんになりますと中核市でございますので補助金が城南町の18万円が、18万9千円。9千円程度高くなります。そういった点を踏まえまして熊本市の例に統一したいということで調整方針をとらせていただいております。ただ、現在城南町で交付をしている2団体につきましては、熊本市と違い児童館拠点ではございませんけれども、引き続き補助の対象団体としていきたいというような調整方針を提案としております。

続きまして9 4 頁を御開きいただきたいと思っております。こちらの方では社会教育関係団体への補助金ということで青少年関係の取扱いについて制度比較を行っておりますが、熊本市には子ども会育成協議会、城南町には子ども会育成者運営連合会。組織名称が若干異なりますけれどもそれぞれ組織がございます。それぞれに助成金が出されておりますけれども、こちらの方につきましては同様な内容でございますので熊本市の例に統一させていただきたいというような調整方針を提案させていただくものです。

続きまして9 5 頁。こちらの方では、青少年育成会議ということで制度比較を行っております。熊本市では青少年健全育成連絡協議会、城南町は青少年健全育成町民会議。こちらの方名称が若干異なりますけれども、内容等は同様なものを取り組んでおられます。従いまして調整方針としましては、熊本市の例に統一をさせていただきたいというような提案をさせていただきたいというところでございます。

続きまして96頁、今に関連しますが、青少年健全育成事業ということで制度比較を行っております。こちらの方につきましてはほぼ同様な事業内容が取り組まれておりますが、熊本市の方が城南町と違う点では中学生地域交流推進事業であったり、冒険遊び場支援事業という違うメニューを取り組んでおられます。そういうことで熊本市の制度の方が上回っているような観点から熊本市の例に統一するというような調整方針の提案とさせていただきます。

続きまして、98頁を御開きいただきたいと思います。こちらの方では児童育成クラブ管理運営事業ということで、それぞれ比較を行っております。熊本市の方で取り組まれております放課後児童の入会予定が、概ね10人以上になった場合に児童育成クラブを設置し放課後や長期休業期間、夏休み等でございますがそういった場合に運営を行われております。城南町も同様な内容でございます。ただ大きく違いますのは、熊本市は公設公営方式、城南町は民設民営方式でございます。そこが大きく違うところでございます。あと負担金等にも若干相違がございますが、取り組まれている方向性は同じでございます。そういう点を踏まえまして事業内容につきましては現行のとおりに継続することとさせていただきます。ただし、運営費補助費につきましては熊本市の例、いわゆる児童育成クラブ運営費補助ということで出されておりますのでこちらの方に統一をさせていただきたいということで提案をさせていただきます。

続きまして100頁をご覧くださいと思います。こちらの方では公立幼稚園保育料等ということで制度比較を行っております。こちらの方につきましては、熊本市にも城南町にも公立の幼稚園がございます。平成20年度欄をご覧くださいとわかりますように幼稚園の保育料、熊本市は月額6,300円、城南町は月額5,000円でございます。1,300円の相違がございますが、逆に熊本市入園料は0でございます。城南町は4,000円頂いております。そういうことでそれぞれ若干の相違がございます。そういうことで激変緩和を考慮いたしまして合併後5年間は現行のとおりにし、その後熊本市の例に統一をさせていただきたいというような内容で提案をさせていただく次第です。説明は以上でございます。

会長

只今説明のありました協議第20号につきまして御意見、御質問を伺って参ります。よろしくお願い致します。

東家委員さん、どうぞ。

東家委員

第20号の子ども未来関係事業に係る質問なんです、84頁の5歳児健診なんです、この城南町だけで行っている乳幼児健診は「5年間現行のとおりに継続し、その後熊本市の例に統一する。」となっておりますけれども、健診メニューの中では5歳児健診については先

ほども申し上げましたように城南町が県内でも特徴的に取り組んでいる事業であります。その効果や期待は大きく任意協議会の中でも私はお願いしたと思いますが、その時も「当分の間」という表現でありましたので継続実施をお願いしたと思いますが、やはりこの5年間しか続かないのか。協議の方針はこのとおりでいいのかなと思っております。

会長

それでは、乳幼児健診について担当課の方からお願い致します。

事務局（子育て支援課）

熊本市の子育て支援課でございます。只今お尋ねがございました5歳児健診でございますけれども、城南町さんが一昨年から県内で初めて取り組まれている事業ということで大変先進的な事業であるというふうに思っております。調整方針につきましては、5年間の経過措置をこの熊本市の制度に統一するというふうにいたしておりますけれども、5年間の経過措置のあとに事業を廃し統合するということではございませんで、5年間の経過措置の期間の中で新市の中で、幼児健診全般のあり方や内容、こういうものの専門家の御意見等もいただきながら、新市の中で十分継続をしていきたいと思っております。廃止等有りきということでは考えていないということでございます。

会長

ということでございますけれども、東家委員さんいかがでございましょうか？

東家委員

是非残してもらいたいと思う事業なので。この調整方針だけ見れば「現行のとおり5年間継続し、その後熊本市の例に統一する。」となっているのでその5年間で新しい方向が決まった場合にはする方向で、熊本市全体がなった場合は続けられると思うんですが、5年後熊本市がそのままということであれば無くなるわけでしょ？この表現では。

会長

それでは、もう一度御答えをお願いします。

事務局（子育て支援課）

乳幼児健診につきましては、例えば3か月7か月健診、私共熊本市は7か月健診は実施しておりますが、城南町は実施されていない。逆に5歳児健診は、私共は実施していませんけれども、城南町は実施されている。その辺の乳幼児時期から小学校入るまでの中で健診の回数ですとか内容ですとか方法、こういったものを何回くらいどういった形で実施すればいいのか、これを新市の中で検証していきましてより良い健診にしていきたい。そ

ういった形でこのような表現をこの中ではさせていただいているということで御理解をいただけたらと思います。ですから、5歳児健診がこの中で非常に優れた良い健診ということになりましたらその中で継続ということも当然考えられるということでございます。全般的には健診の時期、回数、内容そういったものを専門家の御意見をいただきながら考えていきたいとそうように考えております。

会長

では、事務局の方からお願いします。

事務局

あとで相談させていただきたいと思っておりますが、今のような説明の趣旨であると「統一する」というような書き方だとちょっと誤解を招きそうでございますので、次回までに若干検討させていただこうと思っております。よろしくお願い致します。

会長

今の御意見を踏まえて調整方針につきましては再度検討ということでございます。

それでは、八幡副会長さんどうぞ。

副会長

だいたい今のでだいたい結構ですけれども、担当課長さんがおっしゃったのはやはり5歳児健診につきましては、これは是非やった方がいいとだいぶ強く言われていまして、予算的に城南町の人口2万人で33万ぐらいの予算で済むわけですからやはりやった方がいいということだといふ言われまして途中の回数とかはそちらにお任せしますが、5歳児健診につきましては無くならないように是非考えて下さい。それはどちらにしても熊本市がやられなくてもこれは続けて城南町では33万の予算ですからやってほしいと思います。

会長

それでは、磯道委員さんお願い致します。

磯道委員

東家委員がおっしゃることよくわかっております。私たち熊本市議会も健康福祉委員会で度々5歳児健診については言い続けてきております。あとは市長の決断なんですよ。いろいろ頑張ってはおりますのでどうぞよろしくお願いします。

会長

いろいろ意見が出ておりますが、先ほども申し上げましたとおり担当課の方の説明とこ

の調整方針の記載と、今いただいた御意見も含めまして再度見直しをした上で次回に提案をさせていただきたいというふうに思いますので御理解いただければというふうに思います。

どうぞ、他に何かありますれば。

松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

今回の子ども未来関係事業の項目の中で上がっていない項目がちょっとあったものですかからお尋ねしたい。熊本市がひまわりカードの利用があるはずですよ？就学前の児童に対する医療補助なんですよ。これは協議項目に入っていないであっても合併すれば城南町にも適用されるということでしょうか？お尋ねします。

会長

では、担当課の方からお願いします。

事務局（子育て支援課）

子育て支援課でございます。乳幼児の医療費ということでひまわりのデザインが入ったカード「ひまわりカード」というんですけれども、小学校就学前までを対象としていて、1医療機関ごとに500円の自己負担をお願いしておりますが、次回以降協議をいただくということで確か予定をされているのではないかと思います。ですので、今回は入っていないのかなというふうに思います。

会長

では、事務局からどうぞ。

事務局

御手元の資料81頁を御開きいただきたいと思います。「乳幼児医療費助成」次回以降提案ということになっております。この中で御提案させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

会長

ようございますでしょうか？

松岡委員

はい。

会長

どうぞ他にありますればお願い致します。

どうぞ、松岡委員さん。

松岡委員

今回出された100頁です。公立幼稚園保育料等ですけれども、熊本市は平成18年、19年、20年、それぞれ月額が6,100円、6,200円、6,300円と年々100円ずつ上がっていますよね。これはこういう考え方で次の年は100円、また次の年は100円とまた上げますというような姿勢でお取りになっておられるのか。そうしますと、城南町では現在月額5,000円なんですよね。合併しますと5年間は現行のままでそうするとその後に急に保護者の負担が非常に大きく増えてくるんですよね。一気に加速度的に保育料が上がるというような感じに見受けられます。ですからおそらく熊本市も100円ずつ上げておられるから今後も上げていく予定なのか、そういう考えがあるのか。もしそうだとすれば城南町の保護者は合併したら急に保育料が高くなったという話が出てくると思います。是非そのあたりは緩和措置を取っていただければと思います。

会長

それでは、市の保育料の考え方について担当課の方からお願いします。

事務局（保育幼稚園課）

熊本市の保育幼稚園課でございます。私共の方の保育園の保育料につきましては、基本的に3年ごとに国の地方財政計画とか地方交付税の算定基準、会計に合わせて行っておりまして、ちょっと私資料と見ておりまして今、私が説明しました3年ごとと言いますと、平成13年度が5,900円、14、15で据え置き、平成16年で6,100円。只今皆様の御手元に書いてありますのが今申し上げましたように平成16年度に6,100円になりまして、ただそのところが平成16年、17年、18年は6,100円になっております。それを平成19年度に6,300円に改正してございまして今のところ平成21年度には保育料の改正は担当課としては6,300円に上げるような予定を準備してございまして今御指摘ございましたように毎年100円ずつ上げてきているというようなことではございません。ただこの資料の100頁の平成18年、19年、20年が6,100円、6,200円、6,300円となっておりますが、これは私共の資料のミスかと思っております。私共の方では3年ごとの国基準できていたと思います。すみません、担当課長として数字の確認はいたしてございませぬけれども、要は、だいたい3年ごとに国基準で基準化してありますので松岡委員がおっしゃいましたように、毎年100円をお願いするのではなくて当然平成21年度会計分は料金改正となりますので、現段階ではまだ上がる予定はありません。

会長

では、事務局の方から補足説明をお願いします。

事務局

100頁に書いてございますけれども、熊本市の場合は「国基準額の地方財政計画に合わせて行う。」と書いてありますけれども、これは基準財政収入額に算入されました幼稚園の保育料、これがたまたま平成18年度は6,100円だったということで只今担当課長が申しあげましたようにその前は3年間ぐらいずっと据え置きだったということで平成21年度につきましても現在示されている情報では6,300円が据え置きということでございますので毎年毎年100円上げるということではございません。

会長

さっきの担当課長の説明だと間違いだったということでしたが。

事務局（保育幼稚園課）

大変申し訳ございません。間違いではなくて今事務局が言いましたように地方税の基準額が3年間毎に6,100円から6,300円で、結果的には私共の方は平成17年度は6,100円、18年度は6,200円、19年度はこういう形で増えておりまして20年度6,300円。結果的にこの年度については100円ずつ上がってきているというようなことでなっておりますけれども、先ほど事務局が説明したように。

会長

だから記載としては間違いではないということですね。国の基準に応じて算出してきているということですね。

事務局（保育幼稚園課）

はい、大変失礼いたしました。

会長

ということでございます。100円ずつ上げていっているものではなくて、国の基準が3年ごとでありましたりそういう形になってそれに依拠してということでございます。

松岡委員

今の話、数字的には合っていると思います。地方財政計画の中で3年間毎に見直していくとおっしゃっていましたがね。そうしますと、5年間は据え置きなただけけれども、その

5年間のうちにその計画の中におそらく値上げをお出しになるんですか？それとも、もうないよという気持ちでおられるのでしょうか？いかがですか？

会長

それでは、担当課の方からお願いします。

事務局（保育幼稚園課）

担当課と致しまして保育料につきましては私共も費用対効果とかございますからこの場で5年間据え置きというようなことは担当課として申し上げられませんが、やはり先ほど申しあげました御説明の中で私たちもそれなりの御負担をお願いする必要があるればこの国基準額改訂に合わせて100円とかそういった金額に上がることが5年間一切ないとは担当課として言えませんので、そこはその改訂に合わせて御理解をいただいて御負担をお願いするというので、5年間実際上げないということは今の段階ではお約束は出来ません。

会長

松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

今の説明、将来はわからないと思いますけれども、担当課としては財政的なものが僅かになっていると思うんですよ。だからどうしてもいわゆる人口の推移とか市の財政上の問題との関連性もあるでしょうからその将来、近未来的なビジョンといいますか、そういうのをお考えだろうと思いますけれども、方向付けとしては城南町では行政側からのかなりの補助を得ておりますからずっと来ているんですよ。合併したら保育料も上がったと言われるということになるとこれは5年間は据え置きであつてもわかるんですよ。ところが5年後にいきなり何百円も上がってしまうと。それは熊本市と合わせるとなるということでしょうから、ただ問題はあまり急激に保護者の負担が多くなりますとちょっと保護者が戸惑うのかなと。それから城南町の幼稚園は人気があるんです。私立の保育園もたくさんありますけれども、何しろ幼稚園に預けたい。あそこの指導は子供が伸び伸びと成長している。ですから近隣の地域からも評価されるぐらいあるんですよ。だから急に合併したら5年後、或いは7、8年先には値上げになりますということが本当は計画してもらいたくないですけども、事情があるでしょうからその場合は少し緩やかな措置でお考えお願いできないのかなと。もし値上げということになったらですね。それはいかがですか？

会長

ではまずは事務局の方からお願いします。

事務局

城南町側の事務局からお答えいたします。今松岡委員さんの質問の趣旨とは5年後に熊本市に合わせると今の差がひょっとしたら1,500円、1,700円になっていくのではないかという御指摘だと思います。実際これを調整します段階においては、合併後5年間をかけて熊本市の料金に調整するという方法も考えられたんです。そうならば仮に今1,300円違いますので年間200円から300円を合併後1年目から徐々に上乘せをしていって熊本市の料金に合わせれば激変とは感じないかと思います。しかしながら、私達城南町の住民の皆様のことを考えますと5年間でも今の料金で行ければいいのではないかな、そちらの方がいいのではないかということでこのような調整方針をとらせていただいております。御指摘のように5年間の間に料金改正等あれば今の1,300円よりはもっと大きな差になるかもしれませんけれども、合併当初から経過措置で値上げをしていくよりは5年後に値上げというそっちの方が良いのではないかということでこのような調整方針とさせていただきます。よろしくお願い致します。

会長

松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

今の寺本さんの説明でわかるんですよね。ただ、合併してから例えば急に、5年間は5,000円であったとしても色々な経過処置も取れると思うんですよね。あまり合併した時に保護者の負担が5年後に高くなるのはどうかなということで緩やかな経過措置取ってほしいということのお願いです。よろしく申し上げます。

会長

どうぞ。

事務局

では、今の質問をまとめますと、例えば合併1年目から200円ずつ上げていって合わせるという方法も考えたかどうかということで受け取ってようございますか？それとも、5年後から段階的に行けという事でございますか？こちらの方では回答が難しゅうございますので。

松岡委員

事務レベルで御相談されて。

事務局

今後も協議を進めて参りたいと思います。

会長

では、この保育料の件につきましては先日益城町さんとの協議の中でもやはりその時にも出ましたし、また任意協議会の場合でも大変議論になったテーマでもございます。その中で私共としての保育料についての考え方あるいは他都市等との比較等もお示しをさせていただきます中で御理解をいただいたという部分もございますのでまた改めまして次回の時にそうした詳しい資料等も添付させていただきましてまた御説明をさせていただきたいというふうに思っております。その上で是非御検討いただければというふうに思います。

栄田委員さんどうぞ。

栄田委員

保育料の件についてで申し訳ないのですけれども、今合併を前提とした中でいろんな意見がこの町にも飛び交っております。その中で一番の注目点はこういう数字なんですよ。熊本市と合併したら高くなるという数字が賛成とか反対とかという言葉を出すわけにはいかないのですけれども、その中で一つの争点というか、目の位置が非常に付けやすいところなんですね。だからここが上がったとなると住民に対する、何と言いますか。私たちが代表として来ているのに説明がなかなかつかないという結果にも成りかねないわけなんですけれども、例えば地方税とか都市計画税とか事業所税とかありまして城南町も使っているですよというような措置がとれますよね。何か特例法の中で今度出てきます保育園の保育料と一緒に合わせて5年間ではなくて城南町には特殊なところの補助を付けましょうとかその部分で保育料とか使っているんですよというような検討はどうなんでしょうかね？甘い考え方もしれませんけれどもその辺も検討をしていただきたい。

会長

今のようなお話になりますと、例えば公立幼稚園の保育料という物も一つの行政サービスと言いますか、それで違いがあるということ。ただそれを保育サービス全般として捉えた場合にどうなのかでありますとか、あるいは子育て支援としての施策全体として考えた時にどうなのかというふうな中で企画をすればという考え方も出来るのかもしれない。その辺も含めて例えば農業の話でもそうですよ。これは城南でも出たかもしれません。やはり一つ二つのことを捉えれば非常に相手の町の方のサービスが高いというような事があるかもしれませんが、しかしながらその町には無く熊本市の方が充実している、全体としてはどうなんだということ、例えばこれも前回の益城町さんでありましたのですけれども、農業の施策として御説明をさせていただいたというふうなこともございます。ですからそういうふうな説明と言いますか、それも可能かというふうには思いますけれども、事務局

の方から何かありますでしょうか？

事務局

確かに今おっしゃいましたここには違いがある物を出しております、具体的にはほとんどですね。違いがない物を出しておりませんし、熊本市の単独のものもあまり出していないという状況がございます。例えば子育ての支援全体から比較いたしますと、熊本市の単独のメニューというのは非常に多いメニューがございます。合併をいたしますとそのメニューすべてをご利用いただけるというようなこともございます。そういうようなことも御説明させていただきたいなと思っております。一点一点捉えればここで千いくらか違いますけれども、それは確かに高いものもあれば安い物もございます。それから城南町には全くなくて新たにスタートする制度もございます、いろいろと。そういう物は当然の事ながら合併と同時に享受していただくという事があるわけでございますので、なかなか全てを城南町の方が安いのはそのまま、新たに熊本市側のものは全てプラスしましょうということになりますとなかなか熊本市の市民とのバランスというものも当然出てきてまいります。その辺が非常に悩ましいところでございます。そこら辺のところも含めて、確かに反対される方はそういうものを取り上げられて反対されますので、非常に私共も苦慮するところではございますが、可能な限りの御説明ができるようなやり方でしていきたいなと思っております。よろしくお願い致します。

会長

どうぞ他に御意見、御質問を。
松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

何度もすみません。今の考え方なんですけれども、その中には是非盛り込んでいただいたのは考え方なんですけれども、今のこの現状ですから低負担高福祉というのは今の社会の通念だろうと。確かに虫のいい話だろうと思いますが。だから基本的には、合併すれば良くなったというかすべての面でオールマイティーに熊本市と合併したら城南町が良くなったという基本的にはそうなってほしいんですけども、今おっしゃった交互に見れば確かにお前面倒も掛けるし都合のいいことばかり言うなよという話にも聞こえるんですよ。だから基本的には出来るだけ例えば保育料の問題もそうですけれども低負担で高い福祉行政をしてほしいというのが私たちの住民の間でもそんな話がいっぱい出てきます。ですから、そういう考え方、姿勢で今度こういった合併協議会を取り進めていくという方針でいいんですかというお尋ねをしたいです。

会長

それはなかなか事務局の方からお答えするのは難しいのではないのでしょうか。

事務局

大変御答えにくい話でございますが、基本的には低負担高福祉、それが理想であると思えます。ただ今御存じのとおりそれぞれの市町の経済状況は非常に厳しいわけでございます。そういう意味で言いますとそれなりの負担をしていただきながら大きなサービスをしていくと。もちろんさっきもお話に出ましたように住民の方々の力をお借りしながらもやっていくと。いろいろな知恵を絞りながら今からの自治体はやっていかなければならない。合併協議の中ではこういうふうな話になっておりますが、将来同じ町になるわけでございます。その中でやはり熊本市に今ある住民の方々と城南地域の方々が違うサービスをずっと受け続けるというのはかなり困難ではないかなと思います。従いましてその辺のところは御理解いただきながらいずれ一緒にしていく。もちろん例えば熊本市の方を5,000円に下げられればそれが一番いいんでしょうけれども、なかなかそれは熊本市全域の幼稚園の保育料という問題、それから全体的な財政計画に影響を及ぼすということがございます。そこら辺でどこかで折り合っていただくというのが合併協議になるのかなというふうに思っております。

会長

今事務局の方で答えましたけれども、低負担高福祉というお話もございましたが、なかなかそれは財源の問題とサービスというのはどうしても切り離せないこととございますのでなかなかそれは一概に言えないことかと思えます。ただ、そういう中でも何にその重点分野において取り組んでいくかというふうなこと、これは本市におきましてはこれまで平成16年から平成20年まで5年間の中でまちづくり戦略という計画を作りその中で3つの柱を立てたんですが「子どもたちが健やかに成長するまち」という位置づけの中で特にこの子育て分野につきましてはいろいろと力を入れてきた分野ではございます。待機児童の解消ということで、新たな保育所の設置をいたしましたり、子育て支援センターという就園前の方でもお母さんと子どもと一緒に集えるような場所を市内各所に拡充をしておりますり、さらには病後児保育ということでそういった緊急の場合の預かり処をこれも市内バランスを取って拠点を増やして参りましたりですとか、そういった重点的に取り組んできたというふうなこれまでの実績というものはございます。来年度以降、新しい計画ということで今度3月議会の方にも御諮りする予定なんですけれども新しい総合計画、第6次総合計画というものも策定をいたします中でやはりこの分野というものは引き続き重点的に取り組んでいくということで位置づけていっているところではございます。ですから、今現時点でお答えができるとするならばそのことは申し上げられるのではないかなと思っております。松岡委員さんのお話を聞かせていただいたところでございます。

ようございますでしょうか？

松岡委員

はい。

会長

他に何か御意見、御質問ございませんでしょうか？

それでは他無いようでございますので「協議第23号 都市建設関係事業について」につきまして事務局からの説明をお願いします。どうぞ。

事務局

それでは101頁をご覧いただきたいと思います。「協議第23号 都市建設関係事業について（その1）」都市建設関係事業について承認を求める。一つ目の事業、1. 次の事業については、熊本市の例に統一する。「地方バス（補助金等）」「里道の整備」続きまして2. 都市計画区域及び区域区分のうち、都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。区域区分（線引き）については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。以上のような調整方針を提案させていただきます。

102頁103頁をご覧いただきますと、この都市建設関係事業に関わります全ての協議項目を提示させていただいております。先ほど説明いたしましたように今回3項目挙げておりますが、次回以降提案となっておりますのが今後この協議会で提案させていただく予定でございます。

それでは、104頁をご覧いただきたいと思います。104頁では地方バスという項目で制度比較を行っておりますが、こちらの方具体的に言いますと、それぞれで行っておりますバス運営事業者に対します補助の交付関係でございます。城南町でも熊本市でも既にいろんなシステムの補助を行っておりますが、熊本市の場合一番下段を見ていただきますと、平成19年度決算でだいたい2億円程度が交付されております。城南町の場合は約400万程度の補助金の交付を行っておりますけれども、あとこちらには書いておりませんが、城南町には補助の交付要綱を特に定めておりません。熊本市さんの方には制度が完備されております。そういった点も踏まえまして熊本市の例に統一するというようなことで提案をさせていただいております。

続きまして105頁の里道の整備でございます。こちらにつきましては、熊本市と城南町若干相違がございますけれども、市街化調整区域内の里道につきましては、熊本市が補助金の交付であったり、原材料の支給を行っておられます。70万円を限度とするような紹介がっております。城南町の場合は6割の補助を行っております。こちらの方は役場の方で積算した工事費の6割でございます。そういうことで城南町は補助金の交付のみしか行っておりませんが、熊本市の場合2番で紹介してございますけれども境界が確定されている里道は市で整備を行うということで、住民からの要望に対しては全件市で対

応するという紹介がっております。そういうことで熊本市の方がより充実した取り組みとなっておりますので調整方針としましては、熊本市の例に統一するというようなことで提案させていただいております。

106頁最後の頁ですが、こちらの方で都市計画区域及び区域区分ということで制度の比較を行っております。現在、熊本市さんも城南町も都市計画区域は保有しております。そういうことで合併後はこの都市計画区域を現行のまま引き継ぐといたしておりますけれども、下段に書いてありますように合併後に政令指定都市になって場合には区域区分の線引きが必要となります。そういった場合には、これまで様々な説明会、セミナー等でお話をしておりますように、熊本市さんが取り組んでおられます集落内開発制度の適用を同時に行う、そのようなことで調整方針を提案させていただいている次第でございます。都市建設部会については以上です。

会長

只今説明のございました協議第23号につきましては何か御意見、御質問ありますればお願いいたします。

それでは、中島委員さんお願いいたします。

中島委員

農業委員会から出ているものですから、最後のことを質問させてください。任意協議会の時に政令指定都市になったら城南町の場合はどう変わるんですか？ということ質問したことがあります。それに対してお答えいただいたんですが、条例どおりの説明でそれではちょっと困りますという話をしたら、何とか考えます、というような事だったという気がするんですけども、一番合併する時に私、農業委員として町民に対して説明したのはやっぱり土地の件でございまして、これがどうなるのか私も県の方からも何回か来て説明されましたけれども、よくわかりませんでした。従ってまず熊本市がどういう青写真を作っておられるのか。例えば、今私たちが農転をする時に、農振除外地のところは宅地に出来まして、アパートでも何でもできます。ところが、政令市になってくるとアパートは建てられませんか、分家なら建てられますが、あとは実際建てられませんかという話を聞いたことがございます。ただそのままの青写真を描いておられるのか、そのところをまず御伺いしたいのですが。

それと、もう一つ。集落内開発制度、これで当然線引きをされるということになると思いますが、土地の線引きをするときは、私からのお願いなんですけど、熊本市の方で線引きするということではなくて、城南町のことは城南町の人を知っていますのでその人達を使って線引きをしてもらおうと。地元の人にやってもらおうと。今土地に関するクレームがかなり感じられるものですから。だから土地に関するものについては出来るだけ地元の人にやってもらう方がいいのではないかなと。自分の仕事の例からすみませんが。最初の青写真

が出来ているのか教えていただきたい。どのように考えているのか、アパートは出来ないけれども、他はどうでしょうか。そういうものまで考えているのかどうなのか、それを教えてください。

会長

事務局の方で答えられるのか、それとも次回の時に現時点での考え方をまとめて御報告をするような形にするのか。

では、城南町の方からお願いします。

事務局（城南町）

只今の中島委員さんからの御質問、城南町の事務局から補足して熊本市の方からお答えいただければ幸いです。

今、中島委員さんの方からございましたのは、今回の合併協議、任意協議会からの段階で政令市になった場合、城南町に市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われる。そうなった場合、市街化調整区域の救済的な処置としまして集落内開発制度という制度がございますのでそういった制度を利用しながら地域の方々の要望に答えたいというような説明をされてきたと思います。従いまして、その集落内開発制度につきましてはこれまで県の条例の説明を行っておりますけれども、実際熊本市さんが取り組んでおられます条例の中に現在の城南町の実情でありますアパートの建築であったり建売住宅の建築、そういうものが増加しておりますのでその条例でそちらの対応ができるのかどうか。そういった条例の構想が既に出来上がっているのであればそれを示していただきたいというような御意見と賜ってよろしゅうございますか？

中島委員

はい。

事務局（城南町）

そういうことだそうですのでよろしく願いいたします。

会長

どうぞ。

事務局（都市計画課）

熊本市の都市計画課でございます。集落内開発制度についてまず説明させていただきます。線引きが行われた時に集落の指定を行います。その集落の指定は県の基準によりますと50戸ぐらいの集落が集まったところで、敷地間隔は50m以内ということで集落全体

の指定を行います。では40戸の集落はどうかと言いますと、40戸の集落については、ずっとしぼったような形で集落地を若干少なめに指定しながら県の場合は周辺の市町村で指定してありますのでそのような制度も考えていっている最中です。集落の指定に関しても様々な方法を我々もいろいろな集落を拾えるようにいろいろな角度で検討している最中です。

それと、今話の出ましたミニ開発、建売住宅等でございますけれども、これは県の条例の中で出来るようになっております。県の条例でもできるということです、分譲住宅は集落内において。そういう形になっておりますので、これはそのまま県の条例を引き継ぐような方向で検討を行っている最中です。今話が出ましたアパートについてですけれども、アパートについては県の条例においては認めておりません。県の条例を作るにあたって専門家委員会とか県の都市計画審議会の中でいろいろな議論を踏まえてアパートの建築を認めておりません。その中身によりますと、例えばワンルームマンションとかそういうのが集落の中に出来るといういろいろな問題が生じるのではないかと様々な検討をされてその部分を抜いておられる。ファミリー形式の長屋形式、1戸建ての中にメゾネットタイプというような貸し家形式のものについては県の条例の中でも認めております。私たちが今検討しているのは、県の内部での議論を踏まえながら例えば3LDKのファミリー型のアパートがどういうふうに影響を及ぼすのかとか、そういうのを作った場合に周辺にどういう形での集落の影響があるのか。そういうことも踏まえながら最終的な案というものを策定していきたいと考えております。この1年間ずっとやって参りましたのでそこら辺の形もだいたい決まりつつあります。今はちょっと微妙な時期で詳細については控えさせていただきますけれども、次回の都市計画審議会ですらういふ方針について御意見をいただいて市の内部での意思統一を図りながら皆様にお示し出来るような内容を作っていきたいと考えております。以上です。

会長

現時点における考え方と申しますか、現状等での報告があったところですが、どうぞ。

中島委員

ありがとうございました。この前の説明は分家だけは認めますよという話だったんですね。今のお話によると分譲もいと、アパートなんかも作っていいというところまで。

会長

では、もう一度お願いします。

事務局（都市計画課）

この制度というのは条例で区域を指定して指定した区域内においてそういう事が出来ま
すよと。ある一定の条例を作って制度設計をしてその中に地区を指定した中ではそういう
ことは可能ですよということです。アパートにつきましては、県では認めておりませんの
でそこら辺のことを踏まえて城南町さんの意見も十分承知しておりますのでそこら辺で都
市計画審議会とか県の意見とか関係機関の意見を取りまとめながら、最終的に御報告させ
ていただければと思います。

会長

それでは、松村委員さんお願いいたします。

松村委員

私も城南町の方の土地の区域に対しての建物の建設に対しては、どういう条件でどこに
建てていいのかというのがわかりません。ただ、無指定ということを知っているんです。
どこにでもある程度城南町の場合は家でもアパートでも建てていいという状況でしょう
か？

(マイクなしでの発言)

それは違います。

松村委員

農振外の調整区域のところですね。熊本市もだいたいそういう内容で区域に対する説明は
事務局の方でどうですか？

事務局（都市計画課）

今の話をまとめますと、農振地域の黄地と白地のところがありましてあくまでも建物が建
てられるところは農振白地ですよと。そういう形で城南町さんの中でも農振白地と農振農
用地があります。それで指定していない区域の中で今アパートとか建っているところは農
振白地ですよというのが農政上の制度としてあります。今、次の段階で先ほど説明しまし
たのは都市計画上の制度です。都市計画上に色を付けて用途地域をはりつけてあるところ
と、農振白地で今の都市計画法第34条で、市街化調整区域にいろいろな項目があって条
件が合えば建てられる、そういうところを対象にした制度、その中の一つに集落内開発制
度というのがあると。それで集落内開発制度を作ってその線を引いた中では、先ほどのよ
うなものが建てられます。外れたところは何もできないよということではなく、34条の
項目はいっぱいあり、その項目にあったものは分家住宅であったり収用移転などは建てら
れると。話がごちゃっとなっていますが、農政上の話がある。それと都市計画上の話があ
る。都市計画上の中で、市街化調整区域の中で指定をしているところと指定をしていない

ところがありますよと。指定をしているところは先ほど説明したような誰でも建てられます。指定をしていないところは都市計画法上の制度の中で、建てられるものは建てられずよというように変わってきますので、そこら辺を説明した資料を次回でも提出させていただけたらと思います。農政の話と都市計画の話がごっちゃになっていると思いますのでそこら辺を整理させていただきたいと思います。

中島委員

今の城南町は除外してあるところはアパートも建つしそれから分家ももちろん建ちますし分譲にもなっている。それが急に政令市になったらこうなりますよという話は何度も聞くんですけども、それをどうしても反対運動の一つにしている人もおりますし、その案件だけは、是非こうなんだよと言ってあげたいけれども、熊本市の場合はここはこうなんだよという材料を今のところ私は持ってないものですからもし青写真がありましたら、今の城南町の場合を想定してもらって、熊本の市街地とかではなくて城南町の今の農振さえ除外すればアパートでも何でも建てれるという今の状態のところを例にとり、一つ今度の時にここはこうなんだよというふうに。すみません、もう少し細分化してでも結構ですから教えていただけないでしょうか？

事務局（都市計画課）

そこまで具体的に説明できるかどうかについては少し検討をさせていただきます。よろしくお祈りします。

会長

他はいかがでしょうか。
山下委員さんお願いいたします。

山下委員

政令指定都市になってから線引きはどれくらいまでかかるのか。

会長

政令指定都市に移行して線引きされるまでにどれくらい期間がかかるかというお尋ねです。

事務局（都市計画課）

他都市の事例で見ますと、新潟さんがやられていますけれども、政令指定都市になって2年間ぐらいです。2、3年掛かるような状況でまたなかなか新潟さんも苦労されているみたいです。

山下委員

わかりました。

会長

ようございますでしょうか。

他何か御意見、御質問ございませんでしょうか？

戸内委員さんどうぞ。

戸内委員

104頁の地方バスの件ですが、調整方針で「熊本市の例に統一する。」というふうになってますけれども、今城南町の方では熊本バスにこういう数字で補助金を出しているんですけども、ちょっと具体的に熊本市の例に統一することであれば、熊本市は先ほど交付要綱に沿って補助金を出しているということになってますけれども、これが実際その要綱になった時にどのくらいの金額になるのか。具体的に出ますならばちょっとお聞きしたいと思います。

会長

只今のお尋ねについて城南町の事務局の方からお願いします。

事務局（城南町）

現在城南町の方で補助金を交付している路線が9路線ございます。従いまして先ほど説明いたしましたように城南町には補助交付要綱を定めておりません。この補助交付要綱の中では乗車密度であったり、日の運行回数、そういった様々な条件がございます。従いまして熊本市さんの補助要綱を基準に算定し直した資料につきましては、次回提供させていただきますと思います。ようございますか？

会長

それではそれで御理解いただきたいと思います。

他ございますでしょうか？

それでは他無いようでございますので協議項目につきましてはこれで終了とさせていただきます。

それでは最後に「次第4 その他」となっておりますけれども何かございますでしょうか？

岩下委員さんどうぞ。

岩下委員

この協議会も3回目なんですけれども、いよいよ中盤に入りまして今からも重要な協議がたくさんあると思います。そういった中で城南町の場合は、この協議会が進みまして住民の方にこの内容を説明する。説明が終わった後に住民投票と、こういう形を取っていくわけですね。ですからそういった意味で、我々としては住民の方に詳しい説明をしなくてはいけませんので、今後の協議について十分に時間を取ってやっていきたいとこういうふうに考えております。この協議会については丁寧にやっていくということを申し上げておりますし、現在もそういう形でやっておりますけれども、今後の回数の問題だとか時間の問題だとか、こういうことについてもそういったことで是非御理解をさせていただいて、そのように一つやっていただければと、これは要望でございますのでよろしく申し上げます。

会長

只今の御意見を踏まえましてまた町長さん、あるいは城南町さんの方とも十分打ち合わせをしながら今後の協議会の進め方等も考えて参りたいというふうに思っております。

他ございませんでしょうか？

松岡委員さんどうぞ。

松岡委員

数日前に熊本県の方が市町村合併に6億円補助をするというような話が出ていました。その用途については具体的にお考えなんでしょうか？

会長

それでは、事務局の方からお願いします。

事務局

私共も詳しくは存じ上げないのですが、一応、私共の合併関係の協議に関する費用なんかも助成していただくと。それから、電算統合にかなりのお金がかかります。それに対しての補助金だとかそういうものに充てられるというふうにしております。

会長

岩下委員さんどうぞ。

岩下委員

これは質問というか要望なんですけれども、本当簡単な要望なんですけれども。こういう冊子をいただきますよね、それで私の場合は、このファイリングするわけです。皆さんはどうやって管理されているか知りませんが、これに穴を開けるのが大変なんです。

これは本当に簡単なことなんですけれども、私はそうやって管理するものですから出来れば開けていただくと助かります。

会長

どうぞ事務局から。

事務局（城南町）

城南町の方から要望が出ましたので私の方からお答えします。本日の分は、帰りに私のところに来ていただければ開けたいと思います。更に次回からは穴を開けて配布させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長

そのような配慮をお願いします。

他よろしいでしょうか？

事務局から何かあればお願いします。

事務局

事務局でございます。次回の開催予定でございますけれども、2月24日午前9時から熊本市で開催ということでお願いしたいと思っております。開催日時につきましては変更になる可能性も無いこともございませんので、委員の皆様方には改めまして事務所にて御通知させていただきたいと存じますので御確認いただきますようお願いいたします。以上でございます。

会長

他ございませんね？

それでは以上で本日の議事全て終了をさせていただきます。皆様方には長時間にわたりまして御協力誠にありがとうございました。これを持ちまして議事につきましては終了とさせていただきます。

司会

ありがとうございました。それでは、最後に閉会の言葉を当協議会の副会長の八幡城南町長よりお願い致します。

八幡城南町長

今日は長時間に亘りまして、委員の皆様方には本当に慎重な審議、また闊達な御意見ありがとうございました。熊本市の委員さんからしますと城南はよくいろいろ言うなと思っ

て聞いていると思いますが、やはり今日もありましたように、この合併につきましては、町民の中でいろいろ不安はもちろん、全体的な制度は熊本市の方が内容がいいのは皆さん十分お解りなんですけれども、やはり例えば合併したら税金が上がる、保育料が上がる、家が建てられない、そういう私共も情報はしっかり出していきますけれども、ただ、どうしてもそういう話が反対という方々には通っておりまして、それで皆さん方が気にしておられまして、熊本市も城南がいろいろ言うとお思いでしょうが、とにかく良い方向に行かせたいという想いで言っておられるということで御理解をいただきたいと思ひますし、また今後もそのような意見も出てくると思ひます。とにかく将来に向けまして私共も熊本市共々良いまちになりたいと、また一緒に栄えていきたいとそのような想いでございます。皆さん方には本当にお世話になります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。

司会

これを持ちまして第3回熊本市・城南町合併協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

午後4時57分 終了

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 2月24日

署名委員

江藤正行

署名委員

岩下盛起